

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項						
技術的能力（1.11 制御室の居住性等に関する手順等）									
<p>【本文 第5表 重大事故等対処における手順の概要（12/15）】 （P881）</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等 方針目的</p> <p>第5表 重大事故等対処における手順の概要（12/15）</p> <table border="1" data-bbox="121 506 863 1287"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="121 506 863 537">1.11 制御室の居住性等に関する手順等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 537 186 646">方針目的</td> <td data-bbox="186 537 863 646">重大事故等が発生した場合において、実施組織要員が制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を整備しており、この対処設備及び資機材を活用した手順等を整備する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 646 186 1287">対応手段等</td> <td data-bbox="186 646 863 1287"> <p>【着手判断】 中央制御室送風機が機能喪失若しくは制御建屋の換気ダクトの損傷により、制御建屋中央制御室換気設備が機能喪失している場合又は外部電源が喪失し、第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合、手順に着手する。</p> <p>【代替中央制御室送風機による起動】 制御建屋の可搬型分電盤を制御建屋内に設置し、制御建屋可搬型発電機と代替中央制御室送風機を制御建屋の可搬型分電盤を介して制御建屋の可搬型電源ケーブルにより接続する。 制御建屋の可搬型ダクトを代替中央制御室送風機から中央制御室まで敷設する。 制御建屋可搬型発電機を起動し、その後代替中央制御室送風機を起動する。</p> <p>手順の成否は、制御建屋可搬型発電機及び代替中央制御室送風機が正常に起動し、中央制御室内の酸素濃度が19%以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0%以下であることにより確認する。</p> </td> </tr> </table>	1.11 制御室の居住性等に関する手順等		方針目的	重大事故等が発生した場合において、実施組織要員が制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を整備しており、この対処設備及び資機材を活用した手順等を整備する。	対応手段等	<p>【着手判断】 中央制御室送風機が機能喪失若しくは制御建屋の換気ダクトの損傷により、制御建屋中央制御室換気設備が機能喪失している場合又は外部電源が喪失し、第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合、手順に着手する。</p> <p>【代替中央制御室送風機による起動】 制御建屋の可搬型分電盤を制御建屋内に設置し、制御建屋可搬型発電機と代替中央制御室送風機を制御建屋の可搬型分電盤を介して制御建屋の可搬型電源ケーブルにより接続する。 制御建屋の可搬型ダクトを代替中央制御室送風機から中央制御室まで敷設する。 制御建屋可搬型発電機を起動し、その後代替中央制御室送風機を起動する。</p> <p>手順の成否は、制御建屋可搬型発電機及び代替中央制御室送風機が正常に起動し、中央制御室内の酸素濃度が19%以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0%以下であることにより確認する。</p>	<p>・発生源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 重大事故等対処設備を使用するためにアクセスルートを通行する際には、環境条件として以下の発生源を考慮する必要がある（第33条の整理表より）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 化学薬品の漏えい</li> <li>● 有毒ガス</li> <li>● 火山の影響</li> <li>● 森林火災</li> <li>● 近隣工場等の火災</li> <li>● 航空機落下による火災</li> </ul> </li> <li>➤ 火山の影響又は地震に起因する重大事故は、環境条件として以下の発生源を考慮する必要がある（第28条の整理表より）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 化学薬品の漏えい</li> <li>● 火山の影響</li> </ul> </li> </ul> <p>・防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 技術的能力1.11は、制御室の居住性等に関する手順等である。このため、本手順の防護対象者は、制御室内にとどまる要員である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ なお、重大事故等対策の現場作業を実施する要員に対しては、技術的能力1.0及び技術的能力1.1～1.14（1.11及び1.13を除く）の個別手順にて記載する。</li> <li>✓ 緊急時対策所にとどまる要員に対しては技術的能力1.13にて記載する。</li> </ul> </li> </ul> <p>・検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 実施組織要員からの通信連絡等による連絡</li> </ul>	<p>・発生源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 影響評価ガイドでは、有毒ガスの発生源として有毒化学物質の揮発等により発生するもの及び他の化学物質等との反応によって発生するものを対象としている。</li> <li>➤ 上記に加え、影響評価ガイドでは、技術的能力の追加要求事項に示されている予期せず発生する有毒ガス（敷地外可動源から発生する有毒ガス、予定されていた中和等の終息活動ができなかった場合に発生する有毒ガス等）を対象としている。</li> <li>➤ 既許可の申請書では、敷地内に貯蔵及び輸送する有毒化学物質の漏えいに伴い発生する有毒ガス、敷地外の固定施設及び可動施設からの有毒ガスを対象としており、予期せず有毒ガスを含めた発生源を考慮している。</li> <li>➤ 既許可の申請書では、火災の二次的影響によるばい煙及び有毒ガス並びに降下火砕物を対象としている。</li> <li>➤ 以上のことから、新たに対象とすべき発生源はないことを確認した。</li> </ul> <p>・防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 影響評価ガイドの防護対象者は、①制御室にとどまる運転員（設計基準）/実施組織要員（重大事故）、②緊急時対策所にとどまる要員、③屋外で重大事故等対処を実施する要員とし、重大事故では①～③が対象となる。</li> <li>➤ 技術的能力1.11では、①について考慮している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ②については技術的能力1.13、③については技術的能力1.0及び技術的能力1.1～1.14（1.11及び1.13を除く）の個別手順にて考慮している。</li> </ul> </li> <li>➤ よって重大事故時には、①～③を考慮していることから、既許可の対応で妥当であることを確認した。</li> </ul> <p>・検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 影響評価ガイドでは、有毒ガスの発生源に応じた</li> </ul>	<p>技術的能力1.11に係る既許可の申請書及び整理資料を確認した結果、既許可の対応で妥当であることを確認した。</p> <p>追加要求事項に対する対応が必要な事項、及び記載の適正化・明確化が必要な事項について、整理資料へ反映するものはない。</p> <p>&lt;追加要求事項への対応&gt; なし</p> <p>&lt;記載の適正化・明確化&gt; なし</p>
1.11 制御室の居住性等に関する手順等									
方針目的	重大事故等が発生した場合において、実施組織要員が制御室にとどまるために必要な対処設備及び資機材を整備しており、この対処設備及び資機材を活用した手順等を整備する。								
対応手段等	<p>【着手判断】 中央制御室送風機が機能喪失若しくは制御建屋の換気ダクトの損傷により、制御建屋中央制御室換気設備が機能喪失している場合又は外部電源が喪失し、第2非常用ディーゼル発電機を運転できない場合、手順に着手する。</p> <p>【代替中央制御室送風機による起動】 制御建屋の可搬型分電盤を制御建屋内に設置し、制御建屋可搬型発電機と代替中央制御室送風機を制御建屋の可搬型分電盤を介して制御建屋の可搬型電源ケーブルにより接続する。 制御建屋の可搬型ダクトを代替中央制御室送風機から中央制御室まで敷設する。 制御建屋可搬型発電機を起動し、その後代替中央制御室送風機を起動する。</p> <p>手順の成否は、制御建屋可搬型発電機及び代替中央制御室送風機が正常に起動し、中央制御室内の酸素濃度が19%以上、かつ、二酸化炭素濃度が1.0%以下であることにより確認する。</p>								

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項					
<p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等</p> <table border="1" data-bbox="112 247 872 1276"> <tr> <td data-bbox="112 247 178 1276" rowspan="2">制御室の酸素等濃度測定に関する措置</td> <td data-bbox="178 247 320 869">中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定</td> <td data-bbox="320 247 872 869"> <p>【着手判断】 代替中央制御室送風機にて中央制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定】 可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。 中央制御室の酸素濃度が19%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回る場合には、予備機への切替運転や外気の取入れを開始する。 手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計が正常に起動し、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="178 869 320 1276">中央制御室の窒素酸化物の濃度測定</td> <td data-bbox="320 869 872 1276"> <p>【着手判断】 再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】 可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、中央制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。 中央制御室の窒素酸化物濃度が0.2ppmを上回る場合には、外気の取入れを停止する。 手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、中央制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> </td> </tr> </table>	制御室の酸素等濃度測定に関する措置	中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	<p>【着手判断】 代替中央制御室送風機にて中央制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定】 可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。 中央制御室の酸素濃度が19%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回る場合には、予備機への切替運転や外気の取入れを開始する。 手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計が正常に起動し、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>	中央制御室の窒素酸化物の濃度測定	<p>【着手判断】 再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】 可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、中央制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。 中央制御室の窒素酸化物濃度が0.2ppmを上回る場合には、外気の取入れを停止する。 手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、中央制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>	<p>➤ 敷地内の可動施設の立会人からの通信連絡等による連絡</p> <p>➤ 外部機関等からの通信連絡等による連絡</p> <p>➤ NOx濃度計 ✓ 技術的能力 1.0 整理資料 補足説明資料 1.0-2 第2-7表に記載している資機材</p> <p>➤ 臭気等の異常を検知した者からの通信連絡等による連絡</p> <p>➤ 統括当直長から所内の必要箇所に連絡を行うための第47条の通信連絡設備及び代替通信連絡設備による連絡</p> <p>● 防護対策</p> <p>➤ 中央制御室における窒素酸化物濃度測定及び換気設備の隔離に係る手順 ✓ 申請書本文第6表及び添付書類八第5-2表並びに添付書類八第10-6図及び第10-7図にて、換気設備の隔離に係る操作の成立性を確認した。</p> <p>➤ 中央制御室における作業環境に応じた防護具（汚染防護衣（化学物質）・耐薬品用長靴・酸素呼吸器）の着装手順</p> <p>➤ 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室における窒素</p>	<p>検出装置及び人による認知や異常の確認を挙げている。</p> <p>➤ 既許可の申請書では、万一敷地内の固定施設からの漏えいがあった場合、アクセスルートを確認を行う者から通信連絡を受けることにより検知することができる。</p> <p>➤ 既許可の申請書では、敷地内の可動施設からの有毒ガスの発生について、敷地内の可動施設の立会人からの通信連絡設備を用いた連絡により、中央制御室にて検知可能である。</p> <p>➤ 既許可の申請書では、敷地外の固定施設からの有毒ガスの発生について、外部機関等からの通信連絡設備を用いた連絡により、中央制御室にて検知可能である。</p> <p>➤ 既許可の申請書では、試薬建屋へ運搬する化学物質の漏えいや火災により発生する窒素酸化物について、資機材として配備するNOx濃度計により検知可能である。</p> <p>➤ 既許可の申請書では、臭気等の異常を検知した者からの通信連絡設備を用いた連絡や、再処理施設の外の状況を把握するための監視カメラ及び公的機関からの降灰予報等の気象情報を入手できる設備により、予期せず発生する有毒ガスや火災、火山の影響を含め、有毒ガスの発生を検知することが可能である。</p> <p>➤ 以上のことから、新たに設置又は定めるべき検知手段はないことを確認した。</p> <p>● 防護対策（制御室）</p> <p>➤ 影響評価ガイドに例示されている防護措置は、換気空調設備の隔離、制御室の正圧化、空気呼吸器の配備、敷地内の有毒化学物質の中和等の措置等である。</p> <p>➤ 既許可の申請書では、重大事故等対策の現場作業を実施する要員について、以下の対策を取ることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中央制御室における窒素酸化物濃度測定及び換気設備の隔離に係る手順</li> <li>● 中央制御室における作業環境に応じた防護具</li> </ul>	
制御室の酸素等濃度測定に関する措置		中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	<p>【着手判断】 代替中央制御室送風機にて中央制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定】 可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。 中央制御室の酸素濃度が19%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回る場合には、予備機への切替運転や外気の取入れを開始する。 手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計が正常に起動し、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>					
	中央制御室の窒素酸化物の濃度測定	<p>【着手判断】 再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】 可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、中央制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。 中央制御室の窒素酸化物濃度が0.2ppmを上回る場合には、外気の取入れを停止する。 手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、中央制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>						



1. 事業指定申請書 (既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項					
<p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等</p> <table border="1" data-bbox="112 254 872 1325"> <tr> <td data-bbox="112 254 184 1325" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">           制御室の酸素等濃度測定に関する措置            対応手段等         </td> <td data-bbox="184 254 255 1325" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">           使用済燃料の受入れ施設炭素及び貯蔵施設炭素の濃度測定            制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定         </td> <td data-bbox="255 254 872 1325"> <p>【着手判断】            代替制御室送風機にて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定】            可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度が19%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回る場合には、予備機への切替運転や外気の取入れを開始する。</p> <p>手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="112 873 184 1325" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">           使用済燃料の受入れ施設炭素の濃度貯蔵施設の制御室の酸素濃度測定         </td> <td data-bbox="184 873 872 1325"> <p>【着手判断】            再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】            可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が0.2ppmを上回る場合には、外気の取入れを停止する。</p> <p>手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> </td> </tr> </table>	制御室の酸素等濃度測定に関する措置 対応手段等	使用済燃料の受入れ施設炭素及び貯蔵施設炭素の濃度測定 制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	<p>【着手判断】            代替制御室送風機にて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定】            可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度が19%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回る場合には、予備機への切替運転や外気の取入れを開始する。</p> <p>手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>	使用済燃料の受入れ施設炭素の濃度貯蔵施設の制御室の酸素濃度測定	<p>【着手判断】            再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】            可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が0.2ppmを上回る場合には、外気の取入れを停止する。</p> <p>手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>	<p>酸化物濃度測定及び換気設備の隔離に係る手順</p>	<p>(汚染防護衣 (化学物質)・耐薬品用長靴・酸素呼吸器) の着装手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室における窒素酸化物濃度測定及び換気設備の隔離に係る手順             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 影響評価ガイドの「空気呼吸具等 (酸素呼吸器, 防毒マスクを含む) の配備」に該当する防護対策を講じている。</li> <li>✓ 影響評価ガイドの「換気空調設備の隔離 (外気連絡の遮断及び酸欠防止等のための外気取入れの再開)」に該当する防護対策を講じている。</li> <li>✓ 予期せず発生する有毒ガスを含む有毒ガスに対し、上記の方法により防護可能であることは、技術的能力 1.0 整理資料 補足説明資料 1.0-6 参照</li> </ul> </li> <li>➤ 以上のことから、制御室の要員に対しては、影響評価ガイドと比較して新たに対応すべき防護対策はないことを確認した。</li> </ul>	<p>4. 整理資料への反映事項</p>
制御室の酸素等濃度測定に関する措置 対応手段等	使用済燃料の受入れ施設炭素及び貯蔵施設炭素の濃度測定 制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	<p>【着手判断】            代替制御室送風機にて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定】            可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度が19%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回る場合には、予備機への切替運転や外気の取入れを開始する。</p> <p>手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>						
使用済燃料の受入れ施設炭素の濃度貯蔵施設の制御室の酸素濃度測定	<p>【着手判断】            再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】            可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が0.2ppmを上回る場合には、外気の取入れを停止する。</p> <p>手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>							

1. 事業指定申請書 (既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項								
<p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等</p> <table border="1" data-bbox="121 260 872 1087"> <tr> <td data-bbox="121 289 189 516">作業性</td> <td data-bbox="189 289 872 516"> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。また、 重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 516 189 646">電源確保</td> <td data-bbox="189 516 872 646"> <p>全交流動力電源喪失時は、制御建屋可搬型発電機又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を用いて代替中央制御室送風機又は代替制御室送風機等へ給電する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 646 189 762">燃料給油</td> <td data-bbox="189 646 872 762"> <p>電気設備の操作の判断等に関わる手順については、第5-1表(10/15)「電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 762 189 1087">放射線防護 放射線管理</td> <td data-bbox="189 762 872 1087"> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。 線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。 さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p> </td> </tr> </table> <p>配慮すべき事項</p>	作業性	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。また、 重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>	電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、制御建屋可搬型発電機又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を用いて代替中央制御室送風機又は代替制御室送風機等へ給電する。</p>	燃料給油	<p>電気設備の操作の判断等に関わる手順については、第5-1表(10/15)「電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>	放射線防護 放射線管理	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。 線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。 さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>			
作業性	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。また、 重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>										
電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、制御建屋可搬型発電機又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を用いて代替中央制御室送風機又は代替制御室送風機等へ給電する。</p>										
燃料給油	<p>電気設備の操作の判断等に関わる手順については、第5-1表(10/15)「電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>										
放射線防護 放射線管理	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。 線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。 さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>										

1. 事業指定申請書 (既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項								
<p>【添付書類八 第5-1表 重大事故等対処における手順の概要 (12/15)】(P8-5-79)</p> <p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等</p> <table border="1" data-bbox="124 363 863 1402"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="124 363 863 394">1.11 制御室の居住性等に関する手順等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="124 394 192 1402" rowspan="2">対応手段等</td> <td data-bbox="192 394 329 961">制御室の酸素等濃度測定に関する措置</td> <td data-bbox="329 394 863 961"> <p>中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定</p> <p>【着手判断】 代替中央制御室送風機にて中央制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定】 可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。</p> <p>中央制御室の酸素濃度が19%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回る場合には、予備機への切替運転や外気の取入れを開始する。</p> <p>手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計が正常に起動し、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 961 329 1402">中央制御室の窒素酸化物の濃度測定</td> <td data-bbox="329 961 863 1402"> <p>【着手判断】 再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】 可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、中央制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。</p> <p>中央制御室の窒素酸化物濃度が0.2ppmを上回る場合には、外気の取入れを停止する。</p> <p>手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、中央制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	1.11 制御室の居住性等に関する手順等			対応手段等	制御室の酸素等濃度測定に関する措置	<p>中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定</p> <p>【着手判断】 代替中央制御室送風機にて中央制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定】 可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。</p> <p>中央制御室の酸素濃度が19%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回る場合には、予備機への切替運転や外気の取入れを開始する。</p> <p>手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計が正常に起動し、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>	中央制御室の窒素酸化物の濃度測定	<p>【着手判断】 再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】 可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、中央制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。</p> <p>中央制御室の窒素酸化物濃度が0.2ppmを上回る場合には、外気の取入れを停止する。</p> <p>手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、中央制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>			
1.11 制御室の居住性等に関する手順等											
対応手段等	制御室の酸素等濃度測定に関する措置	<p>中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定</p> <p>【着手判断】 代替中央制御室送風機にて中央制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定】 可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。</p> <p>中央制御室の酸素濃度が19%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回る場合には、予備機への切替運転や外気の取入れを開始する。</p> <p>手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計が正常に起動し、中央制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>									
	中央制御室の窒素酸化物の濃度測定	<p>【着手判断】 再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】 可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、中央制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。</p> <p>中央制御室の窒素酸化物濃度が0.2ppmを上回る場合には、外気の取入れを停止する。</p> <p>手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、中央制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>									



1. 事業指定申請書 (既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項				
<p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">対応手段等</td> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">制御室の酸素等濃度測定に関する措置</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;"> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素濃度測定</p> <p>【着手判断】 代替制御室送風機にて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定】 可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度が 19%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が 1.0%を上回る場合には、予備機への切替運転や外気の取入れを開始する。 手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> </td> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度測定</p> <p>【着手判断】 再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】 可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が 0.2ppmを上回る場合には、外気の取入れを停止する。 手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p> </td> </tr> </table>	対応手段等	制御室の酸素等濃度測定に関する措置	<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素濃度測定</p> <p>【着手判断】 代替制御室送風機にて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定】 可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度が 19%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が 1.0%を上回る場合には、予備機への切替運転や外気の取入れを開始する。 手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>	<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度測定</p> <p>【着手判断】 再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】 可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が 0.2ppmを上回る場合には、外気の取入れを停止する。 手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>			
対応手段等	制御室の酸素等濃度測定に関する措置	<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素濃度測定</p> <p>【着手判断】 代替制御室送風機にて使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室を換気している場合又は共通電源車からの受電による使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環運転中の場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計による測定】 可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度が 19%を下回る場合又は二酸化炭素濃度が 1.0%を上回る場合には、予備機への切替運転や外気の取入れを開始する。 手順の成否は、可搬型酸素濃度計及び可搬型二酸化炭素濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>	<p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度測定</p> <p>【着手判断】 再処理施設内で窒素酸化物の発生が予測される場合、手順に着手する。</p> <p>【可搬型窒素酸化物濃度計による測定】 可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の窒素酸化物の濃度を測定する。 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が 0.2ppmを上回る場合には、外気の取入れを停止する。 手順の成否は、可搬型窒素酸化物濃度計が正常に起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度が活動に支障のない範囲であることにより確認する。</p>				

1. 事業指定申請書 (既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項												
<p>1.11 制御室の居住性等に関する手順等</p> <table border="1" data-bbox="121 212 869 1058"> <tr> <td data-bbox="121 212 186 489">配慮すべき事項</td> <td data-bbox="186 212 329 489">作業性</td> <td data-bbox="329 212 869 489"> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>また、重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 489 186 621"></td> <td data-bbox="186 489 329 621">電源確保</td> <td data-bbox="329 489 869 621"> <p>全交流動力電源喪失時は、制御建屋可搬型発電機又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を用いて代替中央制御室送風機又は代替制御室送風機等へ給電する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 621 186 735"></td> <td data-bbox="186 621 329 735">燃料給油</td> <td data-bbox="329 621 869 735"> <p>電気設備の操作の判断等に関わる手順については、第5-1表(10/15)「電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 735 186 1058"></td> <td data-bbox="186 735 329 1058">放射線防護</td> <td data-bbox="329 735 869 1058"> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p> </td> </tr> </table>	配慮すべき事項	作業性	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>また、重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>		電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、制御建屋可搬型発電機又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を用いて代替中央制御室送風機又は代替制御室送風機等へ給電する。</p>		燃料給油	<p>電気設備の操作の判断等に関わる手順については、第5-1表(10/15)「電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>		放射線防護	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>			
配慮すべき事項	作業性	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>また、重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>													
	電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、制御建屋可搬型発電機又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を用いて代替中央制御室送風機又は代替制御室送風機等へ給電する。</p>													
	燃料給油	<p>電気設備の操作の判断等に関わる手順については、第5-1表(10/15)「電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>													
	放射線防護	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。</p> <p>さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>													

1. 事業指定申請書 (既許可)

2. 既許可の対応

3. 影響評価ガイドに基づく確認

4. 整理資料への反映事項

【本文 第6表 重大事故等対策における操作の成立性 (11/14)】  
(P959)

手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間
制御室の居住性等に関する手順等	代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保	実施責任者等の要員	9人	4時間以内	26時間
		制御室対策班の班員	8人		
	代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保	実施責任者等の要員	9人	22時間30分以内	163時間
		使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員	4人		
	可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (中央制御室内の中央安全監視室)	実施責任者等の要員	8人	1時間10分以内	※1
		制御室対策班の班員	2人		
	可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (第3ブロック及び第4ブロック)	実施責任者等の要員	8人	2時間以内	※1
		制御室対策班の班員	2人		
	可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (第1ブロック、第2ブロック、第5ブロック及び第6ブロック)	実施責任者等の要員	8人	3時間10分以内	※1
		制御室対策班の班員	4人		
	可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保	実施責任者等の要員	8人	22時間30分以内	※1
		使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員	4人		
中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※1	
	制御室対策班の班員	2人			
中央制御室の窒素酸化物の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※1	
	制御室対策班の班員	2人			
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※1	
	使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員	2人			
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※1	
	使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員	2人			



1. 事業指定申請書 (既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項																																																																																																																																								
<p>【添付書類八 第5-2表 重大事故等対策における操作の成立性 (11/14)】 (P8-5-157)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順等</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> <th>制限時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">制御室の居住性等に関する手順等</td> <td rowspan="2">代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>9人</td> <td rowspan="2">4時間以内</td> <td rowspan="2">26時間</td> </tr> <tr> <td>制御室対策班の班員</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>9人</td> <td rowspan="2">22時間30分以内</td> <td rowspan="2">163時間</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (中央制御室内の中央安全監視室)</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>8人</td> <td rowspan="2">1時間10分以内</td> <td rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>制御室対策班の班員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (第3ブロック及び第4ブロック)</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>8人</td> <td rowspan="2">2時間以内</td> <td rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>制御室対策班の班員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (第1ブロック、第2ブロック、第5ブロック及び第6ブロック)</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>8人</td> <td rowspan="2">3時間10分以内</td> <td rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>制御室対策班の班員</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>8人</td> <td rowspan="2">22時間30分以内</td> <td rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>8人</td> <td rowspan="2">10分以内</td> <td rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>制御室対策班の班員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中央制御室の窒素酸化物の濃度測定</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>8人</td> <td rowspan="2">10分以内</td> <td rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>制御室対策班の班員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>8人</td> <td rowspan="2">10分以内</td> <td rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順等</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> <th>制限時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">制御室の居住性等に関する手順等</td> <td rowspan="2">使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>8人</td> <td rowspan="2">10分以内</td> <td rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中央制御室の放射線計測</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>8人</td> <td rowspan="2">15分以内</td> <td rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>制御室対策班の班員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線計測</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>8人</td> <td rowspan="2">15分以内</td> <td rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中央制御室の出入管理区画の設置及び運用</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>8人</td> <td rowspan="2">1時間30分以内</td> <td rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>制御室対策班の班員</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の出入管理区画の設置及び運用</td> <td>実施責任者等の要員</td> <td>8人</td> <td rowspan="2">1時間以内</td> <td rowspan="2">※1</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>中央制御室の通信連絡設備の設置の手順</td> <td>操作の判断等に関する通信連絡の手順の詳細は、「1.14 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の通信連絡設備の設置の手順</td> <td>操作の判断等に関する通信連絡の手順の詳細は、「1.14 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>中央制御室の情報把握計装設備の設置</td> <td>操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順の詳細は、「1.16 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の情報把握計装設備の設置</td> <td>操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順の詳細は、「1.16 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：事故の事象進展に影響がなく、制限時間がないものを示す。</p>	手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間	制御室の居住性等に関する手順等	代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保	実施責任者等の要員	9人	4時間以内	26時間	制御室対策班の班員	8人	代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保	実施責任者等の要員	9人	22時間30分以内	163時間	使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員	4人	可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (中央制御室内の中央安全監視室)	実施責任者等の要員	8人	1時間10分以内	※1	制御室対策班の班員	2人	可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (第3ブロック及び第4ブロック)	実施責任者等の要員	8人	2時間以内	※1	制御室対策班の班員	2人	可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (第1ブロック、第2ブロック、第5ブロック及び第6ブロック)	実施責任者等の要員	8人	3時間10分以内	※1	制御室対策班の班員	4人	可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保	実施責任者等の要員	8人	22時間30分以内	※1	使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員	4人	中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※1	制御室対策班の班員	2人	中央制御室の窒素酸化物の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※1	制御室対策班の班員	2人	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※1	使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員	2人	手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間	制御室の居住性等に関する手順等	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※1	使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員	2人	中央制御室の放射線計測	実施責任者等の要員	8人	15分以内	※1	制御室対策班の班員	2人	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線計測	実施責任者等の要員	8人	15分以内	※1	使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員	2人	中央制御室の出入管理区画の設置及び運用	実施責任者等の要員	8人	1時間30分以内	※1	制御室対策班の班員	6人	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の出入管理区画の設置及び運用	実施責任者等の要員	8人	1時間以内	※1	使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員	2人	中央制御室の通信連絡設備の設置の手順	操作の判断等に関する通信連絡の手順の詳細は、「1.14 通信連絡に関する手順等」にて整備する。				※1	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の通信連絡設備の設置の手順	操作の判断等に関する通信連絡の手順の詳細は、「1.14 通信連絡に関する手順等」にて整備する。				※1	中央制御室の情報把握計装設備の設置	操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順の詳細は、「1.16 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。				※1	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の情報把握計装設備の設置	操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順の詳細は、「1.16 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。				※1			
手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間																																																																																																																																						
制御室の居住性等に関する手順等	代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保	実施責任者等の要員	9人	4時間以内	26時間																																																																																																																																						
		制御室対策班の班員	8人																																																																																																																																								
	代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保	実施責任者等の要員	9人	22時間30分以内	163時間																																																																																																																																						
		使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員	4人																																																																																																																																								
	可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (中央制御室内の中央安全監視室)	実施責任者等の要員	8人	1時間10分以内	※1																																																																																																																																						
		制御室対策班の班員	2人																																																																																																																																								
	可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (第3ブロック及び第4ブロック)	実施責任者等の要員	8人	2時間以内	※1																																																																																																																																						
		制御室対策班の班員	2人																																																																																																																																								
	可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保 (第1ブロック、第2ブロック、第5ブロック及び第6ブロック)	実施責任者等の要員	8人	3時間10分以内	※1																																																																																																																																						
		制御室対策班の班員	4人																																																																																																																																								
可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保	実施責任者等の要員	8人	22時間30分以内	※1																																																																																																																																							
	使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員	4人																																																																																																																																									
中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※1																																																																																																																																							
	制御室対策班の班員	2人																																																																																																																																									
中央制御室の窒素酸化物の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※1																																																																																																																																							
	制御室対策班の班員	2人																																																																																																																																									
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※1																																																																																																																																							
	使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員	2人																																																																																																																																									
手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間																																																																																																																																						
制御室の居住性等に関する手順等	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定	実施責任者等の要員	8人	10分以内	※1																																																																																																																																						
		使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員	2人																																																																																																																																								
	中央制御室の放射線計測	実施責任者等の要員	8人	15分以内	※1																																																																																																																																						
		制御室対策班の班員	2人																																																																																																																																								
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線計測	実施責任者等の要員	8人	15分以内	※1																																																																																																																																						
		使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員	2人																																																																																																																																								
	中央制御室の出入管理区画の設置及び運用	実施責任者等の要員	8人	1時間30分以内	※1																																																																																																																																						
		制御室対策班の班員	6人																																																																																																																																								
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の出入管理区画の設置及び運用	実施責任者等の要員	8人	1時間以内	※1																																																																																																																																						
		使用済燃料受入れ・貯蔵施設対策班の班員	2人																																																																																																																																								
中央制御室の通信連絡設備の設置の手順	操作の判断等に関する通信連絡の手順の詳細は、「1.14 通信連絡に関する手順等」にて整備する。				※1																																																																																																																																						
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の通信連絡設備の設置の手順	操作の判断等に関する通信連絡の手順の詳細は、「1.14 通信連絡に関する手順等」にて整備する。				※1																																																																																																																																						
中央制御室の情報把握計装設備の設置	操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順の詳細は、「1.16 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。				※1																																																																																																																																						
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の情報把握計装設備の設置	操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順の詳細は、「1.16 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。				※1																																																																																																																																						

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
<p>【添付書類八 添付 1 10. b. (a) i. (i) 代替中央制御室送風機による中央制御室の換気の確保】(P8-添 1-1077)</p> <p>【添付書類八 添付 1 10. b. (a) i. (ii) 代替制御室送風機による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の換気の確保】(P8-添 1-1083)</p> <p>【添付書類八 添付 1 10. b. (a) ii. (i) 可搬型代替照明による中央制御室の照明の確保】(P8-添 1-1086)</p> <p>【添付書類八 添付 1 10. b. (a) ii. (ii) 可搬型代替照明による使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の照明の確保】(P8-添 1-1089)</p> <p>3) 操作の成立性 (略)</p> <p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具（全面マスク及び半面マスク等）の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については、個人線量計を着用し、1 作業当たり 1 0 mS v 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬及び移動ができるように、LEDハンドライト及びLEDヘッドライトを配備する。</p> <p>【添付書類八 添付 1 10. b. (a) iii. (ii) 中央制御室の窒素酸化物の濃度測定】(P8-添 1-1091)</p> <p>iii. 制御室の酸素等濃度測定に関する措置の対応手順 (ii) 中央制御室の窒素酸化物の濃度測定</p> <p>再処理施設内で火災又は爆発により窒素酸化物の発生が予測されると実施責任者が判断してから、中央制御室内の居住性確保の観点より、可搬型窒素酸化物濃度計により窒素酸化物濃度を測定する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>再処理施設内で火災又は爆発により窒素酸化物の発生が予測されると実施責任者が判断した場合（第 10-4 表）。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>中央制御室の窒素酸化物の濃度を測定する手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に中央制御室の窒素酸化物の濃度測定を指示する。</p>			

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
<p>② 建屋対策班は、可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、中央制御室内の窒素酸化物濃度の測定を行う（測定範囲は、第10-13図を参照）。</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の中央制御室の対応は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人にて作業を実施した場合、窒素酸化物の発生が予測され、実施責任者が窒素酸化物濃度の測定を必要と判断してから約10分以内に測定可能であり、代替中央制御室送風機の換気によって中央制御室内の雰囲気は最も早く置換される2時間以内に対応可能である。</p> <p>また、実施責任者は、建屋対策班より、中央制御室の窒素酸化物の濃度に関する報告を受け、窒素酸化物濃度が0.2 ppmを上回る場合には、窒素酸化物を含んだ外気の取入れを停止するため、建屋対策班に<b>制御建屋中央制御室換気設備の再循環ラインの外気遮断ダンパ及び排気遮断ダンパの閉操作並びに還気遮断ダンパの開操作</b>を指示する。</p> <p>【添付書類八 添付1 10. b. (a) iii. (iv) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定】(P8-添1-1095)</p> <p>(iv) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度測定</p> <p>再処理施設内で<b>火災又は爆発により窒素酸化物</b>の発生が予測されると実施責任者が判断してから、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の居住性確保の観点より、<b>可搬型窒素酸化物濃度計</b>により窒素酸化物濃度を測定する。</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>再処理施設内で火災又は爆発により窒素酸化物の発生が予測されると実施責任者が判断した場合（第10-4表）。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度を測定する手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 実施責任者は、手順着手の判断基準に基づき、建屋対策班に使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度の測定を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は、可搬型窒素酸化物濃度計を起動し、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物濃度の測定を行う（測定範囲は、第10-14図を参照）。</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の可搬型窒素酸化物濃度計による測定は、建屋外対応班長を除く実施責任者等の要員8人、建屋対策班の班員2人の合計10人</p>			



1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
<p>にて作業を実施した場合、窒素酸化物の発生が予測され実施責任者が窒素酸化物濃度の測定を必要と判断してから約 10 分以内に測定可能であり、 代替制御室送風機の換気によって使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室内の雰囲気最も早く置換される約 17 分以内に対応可能である。</p> <p>また、実施責任者は、建屋対策班より、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の窒素酸化物の濃度に関する報告を受け、窒素酸化物濃度が 0.2 p p mを上回る場合には、窒素酸化物を含んだ外気を取入れを停止するため、建屋対策班に<b>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の再循環ラインの外気取入れ隔離ダンパ及び排気隔離ダンパの閉操作並びに再循環切替ダンパの開操作</b>を指示する。</p> <p>【添付書類八 添付 1 10. b. (a) vii. (v) 防護具の着装の手順等】 (P8-添 1-1113)</p> <p>vii. 自主対策に関する措置の対応手順 (v) 防護具の着装の手順等</p> <p>1) 手順着手の判断基準</p> <p>a) 対処にあたる現場環境において、実施責任者が第 10-1 表に記載の対処の阻害要因である酸欠、溢水、<b>薬品</b>、汚染及びその他（内部被ばく防止を考慮）の発生が予測されると判断した場合。</p> <p>b) 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室にて、制御室の放射線計測に関する措置の対応手順にて実施する放射線計測にて、<math>2.6 \mu S v / h</math>以上を計測し、実施責任者が必要と判断した場合。</p> <p>2) 操作手順</p> <p>第 10-1 表に記載の対処の阻害要因である酸欠、溢水、<b>薬品</b>、汚染及びその他（内部被ばく防止を考慮）に<b>適合する防護具（全面マスク及び半面マスク等）</b>を選定し、着装する。着装の手順の概要は以下のとおり。</p> <p>a) <b>汚染防護衣（化学物質）</b>又は汚染防護衣（放射性物質）の着装手順</p> <p>① 実施責任者は、作業着手の判断基準に基づき、建屋対策班に管理区域用管理服の着装を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は管理区域用管理服を着装する。</p> <p>③ 建屋対策班は汚染防護衣（化学物質）又は汚染防護衣（放射性物質）の健全性を確認する。</p> <p>④ 建屋対策班は汚染防護衣（化学物質）又は汚染防護衣（放射性物質）を管理区域用管理服の上に着装する。</p> <p>必要に応じて、酸素呼吸器の面体、耐薬品用長靴及び耐薬品用グ</p>			

1. 事業指定申請書 (既許可)	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項																																																																
<p>ロープをテープで固定する。</p> <p>b) <b>耐薬品用長靴</b>の着装手順</p> <p>① 実施責任者は、作業着手の判断基準に基づき、建屋対策班に耐薬品用長靴の着装を指示する。</p> <p>② 建屋対策班は耐薬品用長靴を着装する。</p> <p>③ 建屋対策班 a) の手順で着装した汚染防護衣 (化学物質) 又は汚染防護衣 (放射性物質) を耐薬品用長靴の上に被せてテープで固定する。</p> <p>c) <b>酸素呼吸器</b>の着装手順</p> <p>① 建屋対策班は酸素呼吸器及び酸素呼吸器の面体を点検する。</p> <p>② 建屋対策班は酸素呼吸器の面体を着装し、酸素呼吸器を背負う。</p> <p>③ 建屋対策班は酸素呼吸器と酸素呼吸器の面体を接続して給気バルブを開き、呼吸ができることを確認する。</p>																																																																			
<p>【添付書類八 添付 1 10. 第 10-1 表 対策活動における防護具選定基準】 (P8-添 1-1119)</p>																																																																			
<p style="text-align: center;"><b>第 10-1 表 対策活動における防護具選定基準</b></p>																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 5%;">No.</th> <th colspan="4" style="width: 80%;">防護装備の種類※1</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">対処の阻害要因</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">顔</th> <th style="width: 20%;">体</th> <th style="width: 20%;">手</th> <th style="width: 20%;">足</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>酸素呼吸器</td> <td>①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)</td> <td>耐薬品用 グローブ</td> <td>耐薬品用 長靴</td> <td>酸欠、溢水、 薬品、汚染</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>酸素呼吸器</td> <td>①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)</td> <td>ゴム手袋</td> <td>短靴</td> <td>酸欠、汚染</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>酸素呼吸器</td> <td>管理区域用 管理服</td> <td>綿手袋</td> <td>短靴</td> <td>酸欠</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>全面マスク (防毒)</td> <td>①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)</td> <td>耐薬品用 グローブ</td> <td>耐薬品用 長靴</td> <td>溢水、薬品</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>全面マスク (防じん)</td> <td>①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)</td> <td>ゴム手袋</td> <td>作業用 長靴</td> <td>溢水、汚染</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>全面マスク (防じん)</td> <td>①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)</td> <td>ゴム手袋</td> <td>短靴</td> <td>汚染</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>半面マスク (防じん)</td> <td>①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)</td> <td>ゴム手袋</td> <td>短靴</td> <td>汚染 (2次汚染の可能性高)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>半面マスク (防じん)</td> <td>管理区域用 管理服</td> <td>綿手袋</td> <td>短靴</td> <td>汚染 (2次汚染の可能性低)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>半面マスク (防じん) ※2</td> <td>構内作業服</td> <td>綿手袋、 ゴム手袋※2</td> <td>短靴</td> <td>その他 (内部被ばく防止を考 慮)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：現場の状況に応じて軽減  ※2：携帯 (必要に応じて着装)</p>				No.	防護装備の種類※1				対処の阻害要因	顔	体	手	足	1	酸素呼吸器	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	耐薬品用 グローブ	耐薬品用 長靴	酸欠、溢水、 薬品、汚染	2	酸素呼吸器	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	ゴム手袋	短靴	酸欠、汚染	3	酸素呼吸器	管理区域用 管理服	綿手袋	短靴	酸欠	4	全面マスク (防毒)	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	耐薬品用 グローブ	耐薬品用 長靴	溢水、薬品	5	全面マスク (防じん)	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	ゴム手袋	作業用 長靴	溢水、汚染	6	全面マスク (防じん)	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	ゴム手袋	短靴	汚染	7	半面マスク (防じん)	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	ゴム手袋	短靴	汚染 (2次汚染の可能性高)	8	半面マスク (防じん)	管理区域用 管理服	綿手袋	短靴	汚染 (2次汚染の可能性低)	9	半面マスク (防じん) ※2	構内作業服	綿手袋、 ゴム手袋※2	短靴	その他 (内部被ばく防止を考 慮)
No.	防護装備の種類※1				対処の阻害要因																																																														
	顔	体	手	足																																																															
1	酸素呼吸器	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	耐薬品用 グローブ	耐薬品用 長靴	酸欠、溢水、 薬品、汚染																																																														
2	酸素呼吸器	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	ゴム手袋	短靴	酸欠、汚染																																																														
3	酸素呼吸器	管理区域用 管理服	綿手袋	短靴	酸欠																																																														
4	全面マスク (防毒)	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	耐薬品用 グローブ	耐薬品用 長靴	溢水、薬品																																																														
5	全面マスク (防じん)	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	ゴム手袋	作業用 長靴	溢水、汚染																																																														
6	全面マスク (防じん)	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	ゴム手袋	短靴	汚染																																																														
7	半面マスク (防じん)	①管理区域用 管理服 ②汚染防護衣 (化学物質)	ゴム手袋	短靴	汚染 (2次汚染の可能性高)																																																														
8	半面マスク (防じん)	管理区域用 管理服	綿手袋	短靴	汚染 (2次汚染の可能性低)																																																														
9	半面マスク (防じん) ※2	構内作業服	綿手袋、 ゴム手袋※2	短靴	その他 (内部被ばく防止を考 慮)																																																														





1. 事業指定申請書 (既許可)

2. 既許可の対応

3. 影響評価ガイドに基づく確認

4. 整理資料への反映事項

第10-4表 各対策での判断基準(2/4)

【添付書類八 添付1 10.第10-4表 各対策での判断基準(2/4)】  
(P8-添1-1134)

分類	手続	手続着手判断		実施直前の基準		停止の判断基準		停止後の判断基準		備考
		判断基準	判断基準	判断基準	判断基準	判断基準	判断基準			
建設中の建設現場の対策	中核建設中の放散対策	主排気筒で二酸化硫黄が検出され、かつ、所定基準値を超過する放散が予測される場合	停止完了後、直ちに実施する。	-	-	-	-	-	-	
建設中の建設現場の対策	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の対策	主排気筒で二酸化硫黄が検出され、かつ、所定基準値を超過する放散が予測される場合	停止完了後、直ちに実施する。	-	-	-	-	-	-	
建設中の建設現場の対策	中核建設中の出稼設備の対策	実施業者が重大事故等の発生を要するたため体制移行が必要と判断した場合	体制移行完了後、直ちに実施する。	-	-	-	-	-	-	出入管理区域の設置場所は出入管理区域とし、出入管理区域が、主排気筒の放散を抑制する。
建設中の建設現場の対策	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の対策	主排気筒で二酸化硫黄が検出され、かつ、所定基準値を超過する放散が予測される場合	停止完了後、直ちに実施する。	-	-	-	-	-	-	燃料受入れ、貯蔵施設対策で対策を行う場合、実施する。
建設中の建設現場の対策	可燃物の貯蔵	可燃物の貯蔵(貯蔵基準対象の施設)が破壊、または、電気設備の故障により可燃物の発生が予測される場合	停止完了後、直ちに実施する。	-	-	-	-	-	-	
建設中の建設現場の対策	中核建設中の放散対策	非常用電源(設計基準対象の施設)が故障、または、電気設備の故障により非常用電源が使用できない場合	停止完了後、直ちに実施する。	-	-	-	-	-	-	
建設中の建設現場の対策	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の対策	非常用電源(設計基準対象の施設)が故障、または、電気設備の故障により非常用電源が使用できない場合	停止完了後、直ちに実施する。	-	-	-	-	-	-	
建設中の建設現場の対策	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の対策	非常用電源(設計基準対象の施設)が故障、または、電気設備の故障により非常用電源が使用できない場合	停止完了後、直ちに実施する。	-	-	-	-	-	-	

1. 事業指定申請書 (既許可)

2. 既許可の対応

3. 影響評価ガイドに基づく確認

4. 整理資料への反映事項

【添付書類八 添付1 10. 第10-4表 各対策での判断基準(4/4)】  
(P8-添1-1136)

第10-4表 各対策での判断基準(4/4)

分類	手順	手順書判断	実質判断の基準		その他の判断 (業績選択的判断)		備考
			判断基準	計画期間	停止の判断基準	計画期間	
自主対策の取組及び	防護具の着脱	以下①、②により防護具の着脱が必要となった場合 ①防護具にあたる現象発生において、高圧の阻害要因の発生が予測される場合 ②拡大防止対策が失敗し、被曝当量長の判断により緊急時対応所への避難が予測される場合	作業中の被曝量等が中央制御室内で算出された場合、0.2rem以上を検出した場合、または、放射線物質の放出事象として中央制御室内の被曝当量率で有意値(2.6x 5x10 <sup>-5</sup> )を検知又は雰囲気放射線物質濃度測定で有意値を検出した場合、速ちに其属する。	--	--	--	自主対策設備

1. 事業指定申請書 (既許可)

2. 既許可の対応

3. 影響評価ガイドに基づく確認

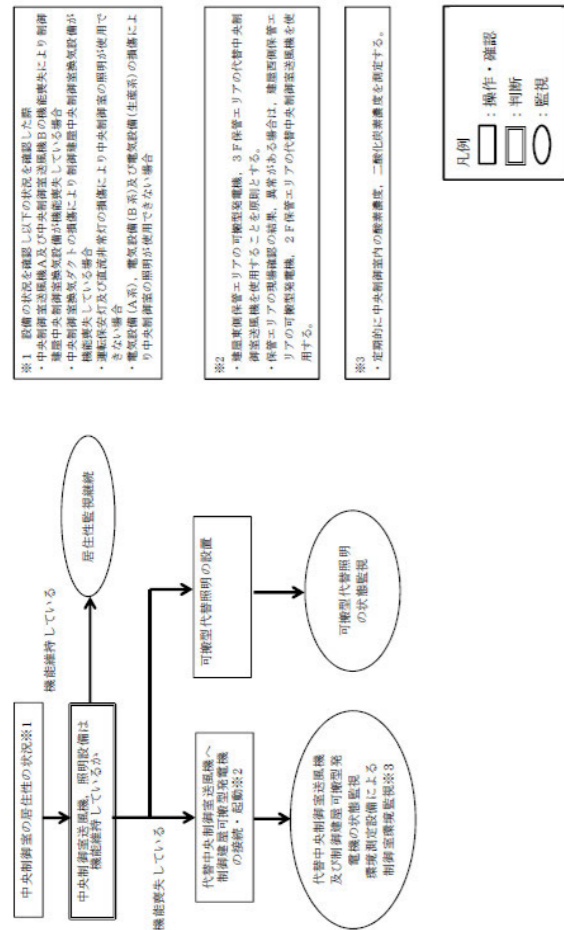
4. 整理資料への反映事項

【添付書類八 添付 1 10. 第 10-5 表 中央制御室換気設備, 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の時間余裕】 (P8-添 1-1137)

第 10-5 表 中央制御室換気設備, 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備の時間余裕

建屋	機器グループ	機器名	時間余裕 (時間)
制御建屋	中央制御室の居住性の確保	中央制御室	26
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性の確保	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	163

【添付書類八 添付 1 10. 第 10-5 図 中央制御室の居住性確保の手順の概要】 (P8-添 1-1156)





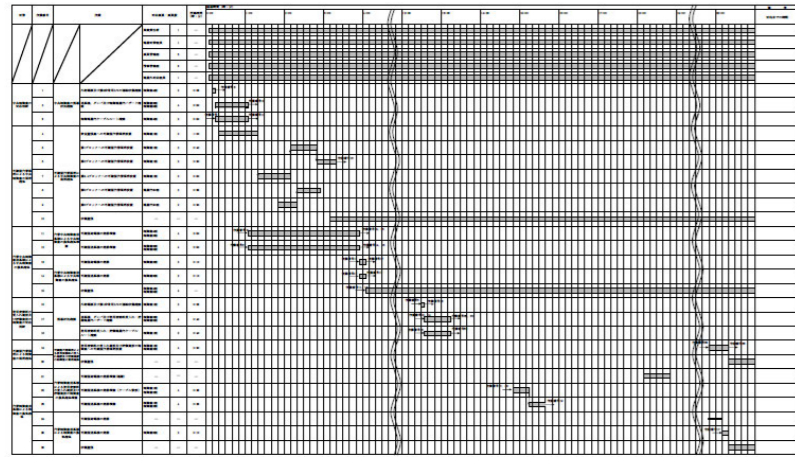
1. 事業指定申請書 (既許可)

2. 既許可の対応

3. 影響評価ガイドに基づく確認

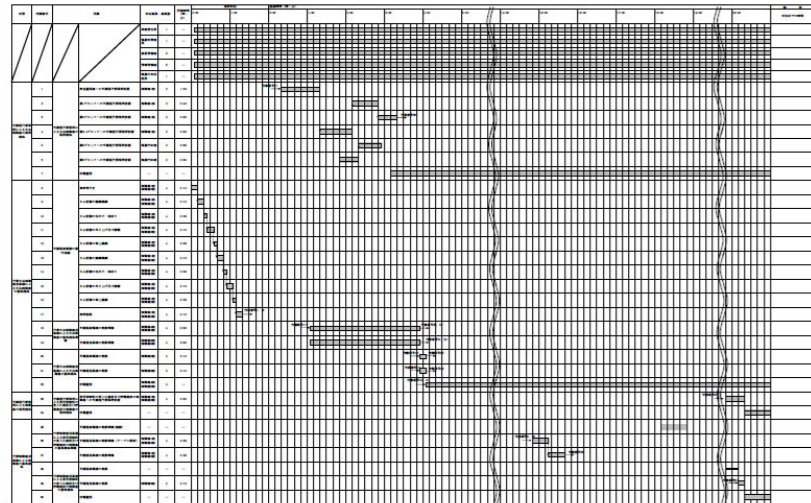
4. 整理資料への反映事項

【添付書類八 添付 1 10. 第 10-6 図 タイムチャート (居住性確保)】 (P8-添 1-1157)



第10-6図 タイムチャート (居住性確保)

【添付書類八 添付 1 10. 第 10-7 図 中央制御室の居住性確保の手順の概要タイムチャート (居住性確保) (降灰予報発令時)】 (P8-添 1-1158)



第10-7図 タイムチャート (居住性確保) (降灰予報発令時)

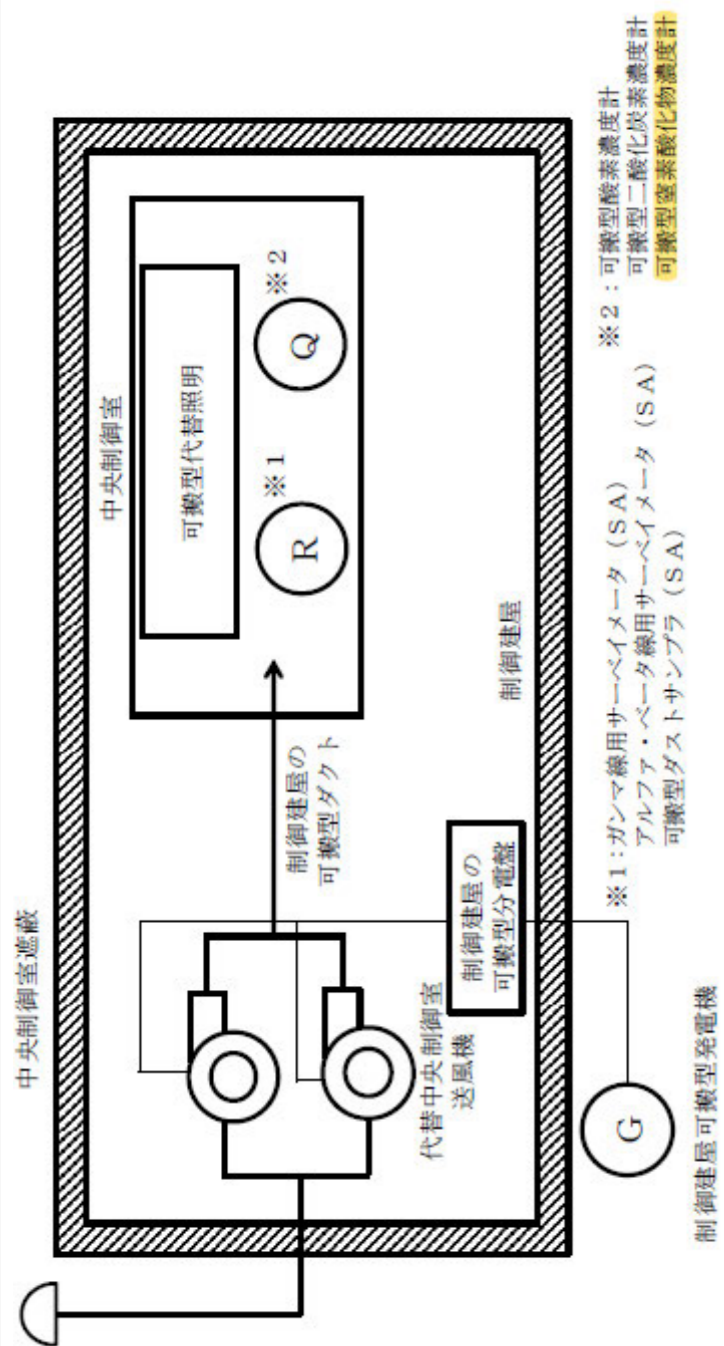
1. 事業指定申請書 (既許可)

2. 既許可の対応

3. 影響評価ガイドに基づく確認

4. 整理資料への反映事項

【添付書類八 添付 1 10. 第 10-8 図 代替制御建屋中央制御室換気設備概要図】 (P8-添 1-1159)



第 10-8 図 代替制御建屋中央制御室換気設備概要図

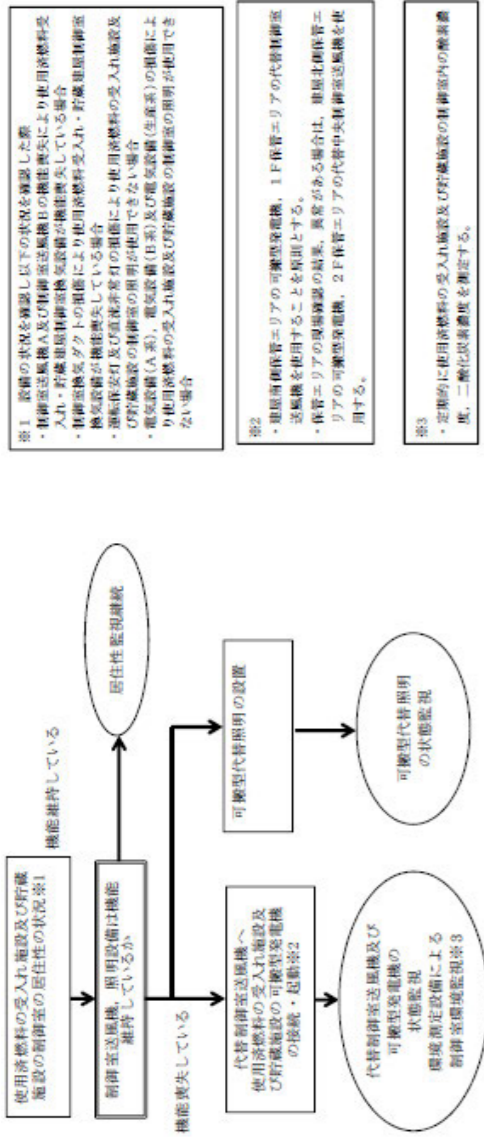
1. 事業指定申請書 (既許可)

2. 既許可の対応

3. 影響評価ガイドに基づく確認

4. 整理資料への反映事項

【添付書類八 添付 1 10. 第 10-9 図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保の手順の概要】 (P8-添 1-1160)



第 10-9 図 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の居住性確保の手順の概要

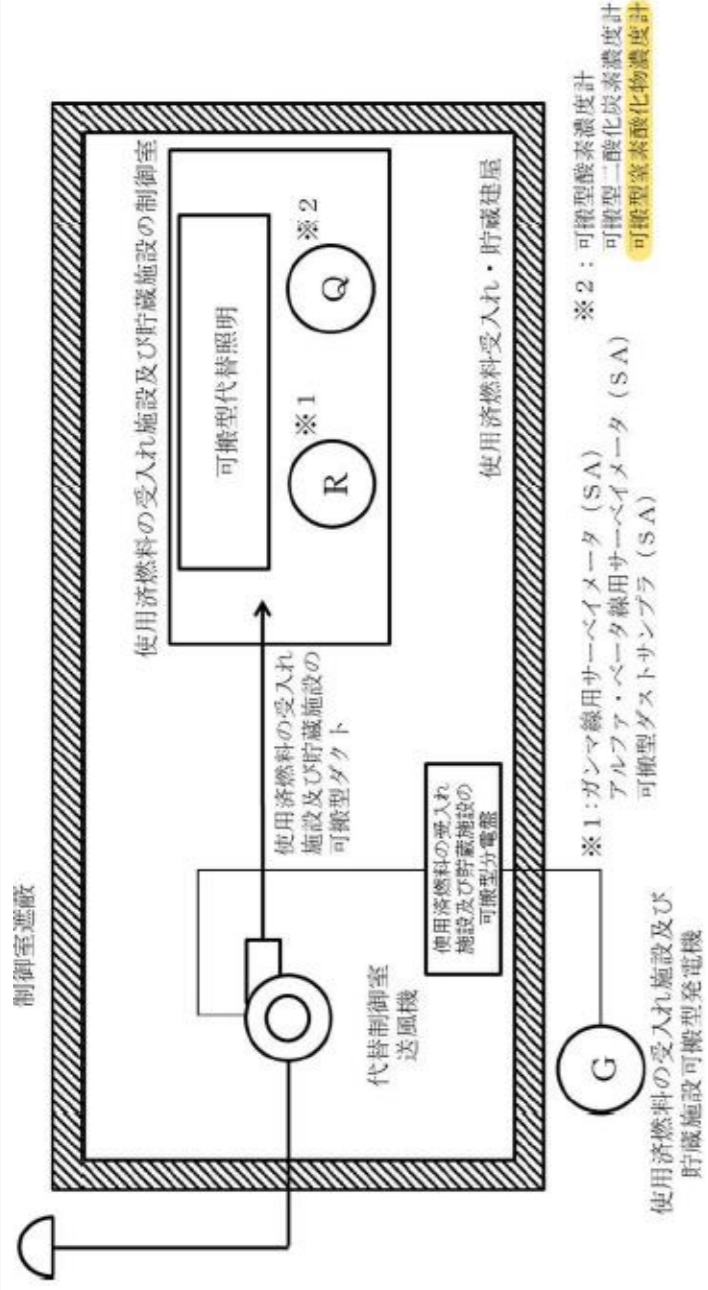
1. 事業指定申請書 (既許可)

2. 既許可の対応

3. 影響評価ガイドに基づく確認

4. 整理資料への反映事項

【添付書類八 添付 1 10. 第 10-10 図 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備概要図】 (P8-添 1-1161)



第 10-10 図 代替使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備概要図



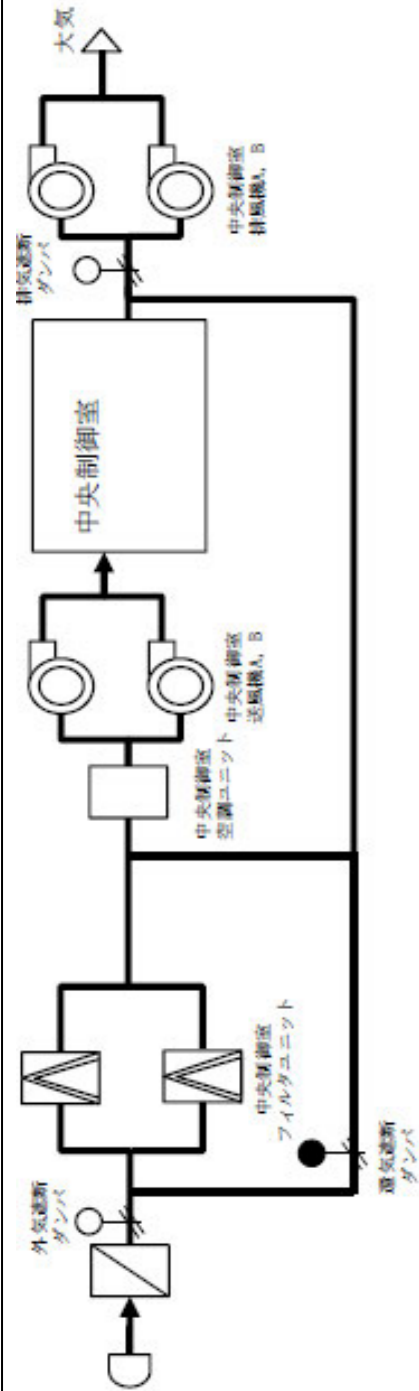
1. 事業指定申請書 (既許可)

2. 既許可の対応

3. 影響評価ガイドに基づく確認

4. 整理資料への反映事項

【添付書類八 添付 1 10. 第 10-17 図 制御建屋中央制御室換気設備概要図】 (P8-添 1-1168)



第10-17図 制御建屋中央制御室換気設備概要図

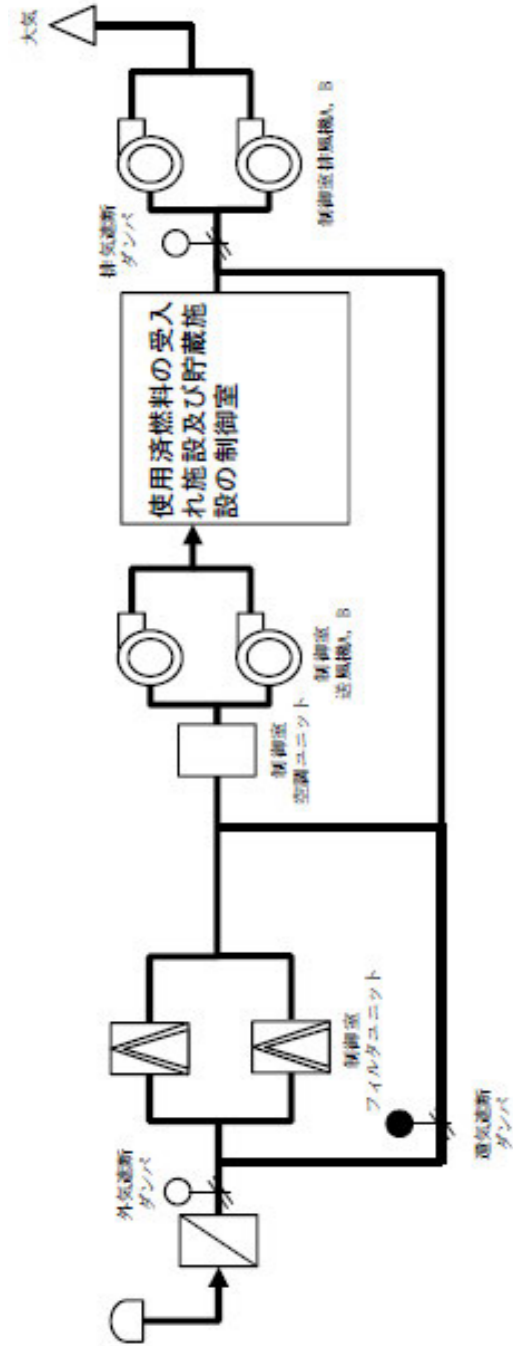
1. 事業指定申請書 (既許可)

2. 既許可の対応

3. 影響評価ガイドに基づく確認

4. 整理資料への反映事項

【添付書類八 添付 1 10. 第 10-20 図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備概要図】 (P8-添 1-1171)



第10-20図 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋制御室換気設備概要図

1. 12 監視測定等に関する手順等

## 技術的能力(1.12 監視測定等に関する手順等)

再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考(令和元年8月提出済みの資料については、資料番号を記載)
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料1.12-1	審査基準及び事業指定基準規則と対処設備の対応表	令和2年4月28日	4	
補足説明資料1.12-2	緊急時モニタリングの実施手順及び体制	令和2年4月28日	6	
補足説明資料1.12-3	緊急時モニタリングに関する要員の動き	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.12-4	排気モニタリング設備	令和2年4月28日	6	
補足説明資料1.12-5	可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.12-6	可搬型排気モニタリング設備	令和2年4月28日	6	
補足説明資料1.12-7	代替試料分析関係設備による放射性物質の濃度の測定	令和2年4月13日	3	
補足説明資料1.12-8	試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.12-9	環境モニタリング設備	令和2年4月28日	3	
補足説明資料1.12-10	可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定	令和2年4月28日	4	
補足説明資料1.12-11	可搬型環境モニタリング設備	令和2年4月28日	6	
補足説明資料1.12-12	可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.12-13	可搬型建屋周辺モニタリング設備	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.12-14	代替放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定	令和2年4月13日	4	
補足説明資料1.12-15	放射能観測車及び代替放射能観測設備	令和2年4月28日	6	
補足説明資料1.12-16	バックグラウンド低減対策手順	令和2年4月28日	4	
補足説明資料1.12-17	可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	令和2年4月28日	4	
補足説明資料1.12-18	気象観測設備及び可搬型気象観測設備	令和2年4月28日	6	
補足説明資料1.12-19	可搬型気象観測設備の気象観測項目について	令和2年3月13日	1	
補足説明資料1.12-20	可搬型風向風速計による風向及び風速の測定	令和2年4月13日	2	



## 技術的能力(1.12 監視測定等に関する手順等)

再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考(令和元年8月提出済みの資料については、資料番号を記載)
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料1.12-21	可搬型風向風速計	令和2年4月28日	4	
補足説明資料1.12-22	可搬型発電機による給電	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.12-23	自主対策設備	令和2年4月28日	6	
補足説明資料1.12-24	再処理施設敷地外の緊急時モニタリング体制	令和1年12月24日	0	
補足説明資料1.12-25	他の原子力事業者との協力体制(原子力事業者間協力協定)	令和1年12月24日	0	
補足説明資料1.12-26	環境モニタリング設備の代替電源設備	令和2年4月28日	6	
補足説明資料1.12-27	既許可における有毒ガス防護の対応状況及び妥当性の確認	令和3年8月19日	0	新規作成

令和 3 年 8 月 19 日 R O

補足説明資料 1.12-27

既許可における有毒ガス防護の対応状況及び妥当性の確認

## 既許可における有毒ガス防護の対応状況及び妥当性の確認

### 1. はじめに

再処理施設に対する有毒ガスの影響及び防護対策については、新規制基準適合性審査における事業変更許可（以下、「既許可」という。）において考慮している事項である。

一方、規則改正により、事業指定基準規則 第 20 条（制御室等）及び第 26 条（緊急時対策所）において、有毒ガスが発生した場合に運転員及び緊急時対策所の指示要員の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスの発生源に対し、有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室及び緊急時対策所で自動的に警報するために装置（以下、「有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置」という。）の設置が追加で要求されている。

また、技術的能力審査基準において、有毒ガス発生時の重大事故等に対処する要員の防護に関して、吸気中の有毒ガス濃度を基準値以下とするための手順と体制の整備、予期せず発生する有毒ガスへの対策等の具体的要求事項が追加されている。

上記に関しては、規則改正に合わせて、有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（以下、「影響評価ガイド」という。）が策定されており、人体影響の観点から、有毒ガスが施設の安全性を確保するために必要な要員の対処能力に影響を与えないことを評価するための方法やとるべき対策が具体化されている。

ここでは、影響評価ガイドを参考とし、技術的能力審査基準 1.12（以下、「技術的能力 1.12」）に係る既許可の防護対策等に対して、改めて考慮すべき事項の有無についての確認を行い、既許可で考慮していた事項の妥当



性の確認を行う。

## 2. 有毒ガス防護に係る既許可の設計方針

影響評価ガイドで規定されている発生源，防護対象者，検知手段及び防護対策の4つの観点で以下の通り整理した。

### (1) 発生源

技術的能力 1.12 は，重大事故等が発生した際に，技術的能力 1.1 等の作業時の主排気筒から大気中への放射性物質の放出等の放射性物質の濃度及び線量を監視する作業の手順である。

重大事故時の作業環境の雰囲気悪化をもたらす発生源は，技術的能力 1.0 で整理した有毒ガスの発生源と同じであることから，以下の通り想定している。

- ・ 有毒ガス（第9条で想定する敷地内における化学物質の漏えいに伴う有毒ガス，敷地外の固定施設及び可動施設からの有毒ガス。また，第12条で想定する化学薬品の漏えいにより発生することが想定される有毒ガスも含まれる。）
- ・ 火災の二次的影響によるばい煙及び有毒ガス（第9条で想定する森林火災，航空機落下，近隣工場等の火災，爆発により発生するもの。また，第5条で想定する内部火災による煙及び燃焼生成物も含まれる。）
- ・ 降下火砕物（第9条で想定する火山の影響によるものであり，降下火砕物に付着している毒性のある火山ガス成分が対象。）

### (2) 防護対象者

再処理施設においては，重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員を限定せず，重大事故等対策に関わる非常時対策組織要員全員を防護対象と

し、制御室にとどまる実施組織要員、緊急時対策所にとどまる要員及び屋内外で重大事故等対処を実施する要員としている。

技術的能力 1.12 の防護対象者は屋内外で重大事故等対処を実施する実施組織の要員及び中央制御室にて指示を行う者である。

なお、このうち、中央制御室にとどまる要員は、技術的能力 1.11 で整理する。また、重大事故対処時の体制に含まれる緊急時対策所にとどまる要員については、技術的能力 1.13 で整理する。

### (3) 検知手段

既許可では、敷地内で発生する有毒ガスについて、現場作業を行う作業員により異常を検知することが可能であり、所持している通信連絡設備を用いた中央制御室への通信連絡あるいは直接の口頭連絡により、有毒ガスの発生を認知することができる。また、中央制御室から所内の必要な箇所に連絡を行うことにより、所内で作業中の実施組織の要員に連絡することができる。

その他、公的機関からの降灰予報等の気象情報を入手できる設備により、火山の影響を把握することができる。

以上の内容を有毒ガスに関して纏めると以下の通りとなる。

#### ① 敷地内固定施設からの有毒ガス発生の検知手段

- ・中央制御室等との連絡手段の確保

その他、制御室及び緊急時対策所からの通信連絡並びに嗅覚による異常の検知等、技術的能力 1.0 に記載した内容により、有毒ガスの発生が検知可能である。

#### (4) 防護対策

通信連絡の手順を整備することにより，所内外の通信連絡が可能となる。

また，作業環境に影響を及ぼす事象に対し，作業環境に応じた防護具の配備及び着用が可能な設計としている。

なお，実施組織要員が使用する有毒ガスの防護具については，補足説明資料 1.0-2 に整理する。

また，既許可で想定する技術的能力 1.0 で整理した有毒ガスの発生源に対する防護対策は，技術的能力 1.0, 制御室及び緊急時対策所については，技術的能力 1.11 及び 1.13 に整理する。

### 3. 影響評価ガイドに照らした確認

2. の設計方針を踏まえ，影響評価ガイドで規定されている発生源，防護対象者，検知手段及び防護対策の 4 つの観点で確認を行い，既許可の対応で妥当であることを確認した。確認結果の概要を以下に示す（詳細は，別紙 1 「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」の整理方法について，別紙 2 有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表参照）。

#### (1) 発生源

影響評価ガイドの有毒ガスの発生源は，有毒化学物質の揮発等（気体の漏えい及び液体の漏えいによる揮発）により発生するもの及び他の化学物質等との反応によって発生する以下のものを対象としている。

- 敷地内に保管されている有毒化学物質
- 敷地外（制御室から半径 10km 以内）に保管されている有毒化学物質
- 敷地内で輸送される有毒化学物質

既許可では，敷地内に貯蔵及び輸送する有毒化学物質の漏えいに伴い発

生ずる有毒ガス、敷地外の固定施設及び可動施設からの有毒ガスを対象とし、予期せず発生する有毒ガスを含め、発生源を考慮している。また、火災の二次的影響によるばい煙及び有毒ガス（森林火災、航空機落下、近隣工場等の火災、爆発により発生するもの。内部火災による煙及び燃焼生成物）や降下火砕物を対象としており、影響評価ガイド以上のものを考慮している。

したがって、既許可において、新たに対象とすべき有毒ガスの発生源はなく、既許可の対応で妥当であることを確認した。

## (2) 防護対象者

影響評価ガイドの防護対象者は、①制御室にとどまる運転員（設計基準）/実施組織要員（重大事故）、②緊急時対策所にとどまる要員、③屋外で重大事故等対処を実施する要員としている。

技術的能力 1.12 では、①、③及び屋内で重大事故等対処を実施する要員について考慮していることから、既許可の対応で妥当であることを確認した。

なお、②については、技術的能力 1.13 で考慮されている。

## (3) 検知手段

影響評価ガイドの検知手段は以下としている。

発生源	検知手段
①敷地内の固定施設	有毒ガスの発生又は発生の兆候を検出する装置及び有毒ガスの到達を検出するための装置
②敷地内の可動施設	可動源に対する立会人による認知
③敷地外の固定施設	敷地外からの連絡 ー消防、警察、海上保安庁、自衛隊 ー地方公共団体（例えば、防災有線放送、防災行政無線、防災メール、防災ラジオ等）

	ー報道（例えば、ニュース速報等） ーその他有毒ガスの発生事故に係る情報源
④共通	異臭がする等の異常の確認 有毒ガスの発生又は到達を認知した場合や、上記異常を確認した場合の通信連絡設備による伝達

既許可では、降灰予報の確認及び中央制御室等との通信連絡により、以下の通り検知できる設計としており妥当であることを確認した。

#### ④共通

異常を検知した作業員が中央制御室へ連絡するための手段を確保することにより、有毒ガスの発生を検知可能である。

公的機関からの降灰予報等の気象情報を入手できる設備により、火山の影響を検知することが可能である。

なお、制御室及び緊急時対策所からの通信連絡並びに嗅覚による異常の検知等、技術的能力 1.0 に記載した内容により、有毒ガスの発生が検知可能である。

#### (4) 防護対策

影響評価ガイドの防護手段は、以下のいずれか又は複数を考慮することとしている。

- 換気空調設備の隔離（外気連絡の遮断及び酸欠防止等のための外気取入れの再開）
- 制御室等の正圧化
- 空気呼吸具等（酸素呼吸器、防毒マスクを含む）の配備
- 敷地内の有毒化学物質の中和等の措置（終息活動）

技術的能力 1.12 では、発生源に対する防護対策として、作業環境に応



じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとしている。

このため、既許可の対応は、影響評価ガイドの防護手段の空気呼吸具等の防護具の配備に該当することから、既許可の対応で妥当であることを確認した。

なお、制御室にとどまる要員に対する防護対策は、技術的能力 1.11、緊急時対策所にとどまる要員対しては、技術的能力 1.13 で整理した防護対策を用いることとしている。

#### 4. 整理資料への反映

技術的能力 1.12 に係る既許可の申請書及び整理資料を確認した結果、既許可の対応で妥当であることを確認した。

追加要求事項に対する対応が必要な事項、及び記載の適正化・明確化が必要な事項について、整理資料へ反映するものはない。

##### <追加要求事項への対応>

➤ なし

##### <記載の適正化・明確化>

➤ なし

以 上

令和 3 年 8 月 19 日 R O

補足説明資料 1.12-27

別紙 1

## 別紙1「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」の整理方法について

「大気（作業環境）の汚染事象」に対する既許可の対応について、以下の方法で別紙2に整理表（4段表）としてまとめ、既許可の防護対策等に対し改めて考慮すべき事項の有無についての確認を行い、既許可で考慮していた事項の妥当性の確認を行う。

### 1. 事業指定申請書（既許可）（左から1列目）

事業指定申請書において有毒ガスに係る事項を抽出して条文毎に整理表を作成し、整理表内で、本文-添付間の構成単位（以下、「パート」という。）でまとめ、影響評価ガイドの「6. 有毒ガス防護に係る妥当性の判断」の項目（発生源、防護対象者、検知手段及び防護対策）に該当する箇所を色塗りする。

- ・発生源
- ・防護対象者
- ・検知手段
- ・防護対策

### 2. 既許可の対応（左から2列目）

1. で色塗りした発生源、防護対象者、検知手段及び防護対策の項目毎に各パートの既許可の対応を整理する。必要に応じ、関係する条文の情報を含めて記載する。

また、既許可の各条文の整理資料を確認し、発生源、防護対象者、検知手段及び防護対策の観点で整理資料に更に具体的に記載されている場合は、これを含めて整理する。（したがって、左から1列目（1.の色塗り）と2.の既許可の対応が一致しないことがある。）

### 3. 影響評価ガイドに基づく確認（左から3列目）

2. で整理した既許可の対応（整理資料の内容を含む）について、パート単位で発生源、防護対象者、検知手段、防護対策毎に、影響評価ガイドに示される有毒ガス防護のための対応と比較し、「大気（作業環境）の汚染事象」に対する既許可の対応について、既許可の対応で十分であるか、明確化もしくは追加すべき事項として新たに考慮すべき事項の有無を整理する。

#### 3.1. 発生源

「大気（作業環境）の汚染事象」について、各条文で考慮すべき事象の範囲において、影響評価ガイドに示される有毒ガス発生源と比較して、新たに対象とすべき発生源があるか。

＜影響評価ガイドの有毒ガス発生源＞

以下の有毒化学物質の揮発等（気体の漏えい及び液体の漏えいによる揮発）により発生するもの及び他の化学物質等との反応によって発生するもの。

- 敷地内に保管されている有毒化学物質
- 敷地外（制御室から半径 10km 以内）に保管されている有毒化学物質
- 敷地内で輸送される有毒化学物質

### 3.2. 防護対象者

「大気（作業環境）の汚染事象」から防護する者について、各条文で考慮すべき防護対象者の範囲において、設計基準では①及び②，重大事故では①～③を対象とし，その一部または全体が考慮されているか。

＜影響評価ガイドの防護対象者＞

- ① 制御室にとどまる運転員（設計基準）/実施組織要員（重大事故）
- ② 緊急時対策所内にとどまる要員
- ③ 屋外で重大事故等対処を実施する要員

### 3.3. 検知手段

「大気（作業環境）の汚染事象」に対し防護措置を講じるために、影響評価ガイドに示される各発生源に対応した検知手段と比較して、新たに対応すべき検知手段があるか。

＜影響評価ガイドの対応＞

以下の検知手段及びその手順と体制の整備。

（敷地内の固定施設）

- 有毒ガスの発生又は発生の兆候を検出する装置及び有毒ガスの到達を検出するための装置

（敷地内の可動施設）

- 可動源に対する立会人による認知

（敷地外の固定施設）

- 敷地外からの連絡

－消防，警察，海上保安庁，自衛隊

－地方公共団体（例えば，防災有線放送，防災行政無線，防災メール，防災ラジオ等）

－報道（例えば，ニュース速報等）

－その他有毒ガスの発生事故に係る情報源

(共通)

- 異臭がする等の異常の確認
- 通信連絡設備による伝達

### 3.4. 防護対策

「大気（作業環境）の汚染事象」から防護対象者を防護するための対策について、影響評価ガイドに示される①～③の何れかの防護対策と比較して、新たに対応すべき防護対策があるか。また、化学物質の漏えいに対して④の終息活動の措置が取られているか。

<影響評価ガイドの防護対策>

以下の防護対策及びその手順と体制の整備。

- ① 換気空調設備の隔離（外気連絡の遮断及び酸欠防止等のための外気取入れの再開）
- ② 制御室等の正圧化
- ③ 空気呼吸具等（酸素呼吸器，防毒マスクを含む）の配備
- ④ 敷地内の有毒化学物質の中和等の措置（終息活動）

### 4. 整理資料への反映事項（左から4列目）

1.～3.の確認結果から、影響評価ガイドの項目（発生源，防護対象者，検知手段及び防護対策）で既許可の対応を確認した結果に基づき，追加要求事項に対する対応が必要な事項及び記載の適正化・明確化が必要な事項を整理し，条文毎に整理資料への反映事項を整理する。

以上



令和 3 年 8 月 19 日 R O

補足説明資料 1.12-27

別紙 2

## 目次

### ➤ 技術的能力（1.12 監視測定等に関する手順等）（補 1.12.27-別 2-1）

【本文 第 5 表 重大事故等対処における手順の概要（13／15）】

【添付書類八 第 5 - 1 表 重大事故等対処における手順の概要（13／15）】

【添付書類八 添付 1 11. b. (a) i. (i) 2) 可搬型排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定】

【添付書類八 添付 1 11. b. (a) i. (i) 3) 放出管理分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定】

【添付書類八 添付 1 11. b. (a) i. (i) 4) 可搬型試料分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定】

【添付書類八 添付 1 11. b. (a) i. (ii) 2) 可搬型排気モニタリング設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定】

【添付書類八 添付 1 11. b. (a) i. (ii) 3) 放出管理分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の測定】

【添付書類八 添付 1 11. b. (a) i. (ii) 4) 可搬型試料分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定】

【添付書類八 添付 1 11. b. (a) ii. (ii) 可搬型環境モニ

## 目次

タリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定】

【添付書類八 添付 1 11. b. (a) ii . (iv) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定】

【添付書類八 添付 1 11. b. (a) ii . (v) 可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定】

【添付書類八 添付 1 11. b. (a) ii . (vi) 環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定】

【添付書類八 添付 1 11. b. (a) ii . (vii) 環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定】

【添付書類八 添付 1 11. b. (a) ii . (ix) 可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定】

【添付書類八 添付 1 11. b. (b) ii . 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定】

【添付書類八 添付 1 11. b. (b) iii . 可搬型風向風速計による風向及び風速の測定】

【添付書類八 添付 1 11. b. (c) i. 環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備への給電】

【添付書類八 添付 1 11. b. (d) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制】

【添付書類八 添付 1 11. b. (e) i. モニタリングポストのバックグラウンド低減対策】

【添付書類八 添付 1 11. b. (e) ii . 可搬型環境モニタリン

## 目次

### 【設備のバックグラウンド低減対策】

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（技術的能力 1.12）

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項												
技術的能力（1.12 監視測定等に関する手順等）															
<p>【本文 第5表 重大事故等対処における手順の概要（13／15）】（P892）</p> <p>1.12 監視測定等に関する手順等</p> <table border="1" data-bbox="100 279 481 853"> <caption>1.12 監視測定等に関する手順等</caption> <tr> <td>対応手段等</td> <td> <p>バックグラウンド低減対策の手順</p> <p>放射性物質の濃度を測定する。重大事故等時に可搬型試料分析設備による放射性物質を捕集した試料の測定場所は、主排気筒管理棟を基本とする。ただし、試料測定に影響が生じる場合は、緊急時対策所又は再処理事業所外の適切な場所に設備を移動し、測定する。</p> </td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の着用を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10m Sv 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員及び支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員及び支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p> </td> </tr> <tr> <td>電源確保</td> <td> <p>全交流電源喪失時は、可搬型重大事故等対処設備の可搬型発電機を用いて、放射性物質の濃度及び線量の測定で使用する設備及び風向、風速その他の気象条件の測定で使用する設備へ給電する。</p> </td> </tr> <tr> <td>燃料給油</td> <td> <p>配慮すべき事項は、第5表（10／15）「電源の確保に関する手順等」の燃料給油と同様である。</p> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="100 869 481 1460"> <caption>1.12 監視測定等に関する手順等</caption> <tr> <td>放射線管理</td> <td> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の着用を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10m Sv 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員及び支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員及び支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p> </td> </tr> <tr> <td>他の機関との連携</td> <td> <p>重大事故等時の敷地外でのモニタリングは、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p> <p>また、原子力災害が発生した場合には他の原子力事業者との協力体制を構築するため原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資機材の貸与等を行うことが可能である。</p> </td> </tr> </table>	対応手段等	<p>バックグラウンド低減対策の手順</p> <p>放射性物質の濃度を測定する。重大事故等時に可搬型試料分析設備による放射性物質を捕集した試料の測定場所は、主排気筒管理棟を基本とする。ただし、試料測定に影響が生じる場合は、緊急時対策所又は再処理事業所外の適切な場所に設備を移動し、測定する。</p>	作業性	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の着用を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10m Sv 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員及び支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員及び支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>	電源確保	<p>全交流電源喪失時は、可搬型重大事故等対処設備の可搬型発電機を用いて、放射性物質の濃度及び線量の測定で使用する設備及び風向、風速その他の気象条件の測定で使用する設備へ給電する。</p>	燃料給油	<p>配慮すべき事項は、第5表（10／15）「電源の確保に関する手順等」の燃料給油と同様である。</p>	放射線管理	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の着用を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10m Sv 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員及び支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員及び支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>	他の機関との連携	<p>重大事故等時の敷地外でのモニタリングは、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p> <p>また、原子力災害が発生した場合には他の原子力事業者との協力体制を構築するため原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資機材の貸与等を行うことが可能である。</p>	<p>・発生源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 重大事故等対処設備を使用するためにアクセスルートを通行する際には、環境条件として以下の発生源を考慮する必要がある（第33条の整理表より）。             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 化学薬品の漏えい</li> <li>● 有毒ガス</li> <li>● 火山の影響</li> <li>● 森林火災</li> <li>● 近隣工場等の火災</li> <li>● 航空機落下による火災</li> </ul> </li> </ul> <p>・防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 技術的能力 1.12 は、監視測定等に関する手順等である。このため、本手順の防護対象者は、屋内で重大事故等対処を実施する実施組織の要員及び中央制御室にて指示を行う要員である。             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 中央制御室にとどまる要員については技術的能力 1.11 にて記載する。</li> <li>✓ 緊急時対策所にとどまる要員については技術的能力 1.13 にて記載する。</li> </ul> </li> </ul> <p>・検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 中央制御室等との連絡手段を確保すること</li> <li>➤ 降灰予報             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 第47条通信連絡設備を用いた制御室及び緊急時対策所からの通信連絡並びに嗅覚による異常の</li> </ul> </li> </ul>	<p>・発生源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 影響評価ガイドでは、有毒ガスの発生源として有毒化学物質の揮発等により発生するもの及び他の化学物質等との反応によって発生するものを対象としている。</li> <li>➤ 上記に加え、影響評価ガイドでは、技術的能力の追加要求事項に示されている予期せず発生する有毒ガス（敷地外可動源から発生する有毒ガス、予定されていた中和等の終息活動ができなかった場合に発生する有毒ガス等）を対象としている。</li> <li>➤ 既許可の申請書では、敷地内に貯蔵及び輸送する有毒化学物質の漏えいに伴い発生する有毒ガス、敷地外の固定施設及び可動施設からの有毒ガスを対象としており、予期せず有毒ガスを含めた発生源を考慮している。</li> <li>➤ 既許可の申請書では、火災の二次的影響によるばい煙及び有毒ガス並びに降下火砕物を対象としている。</li> <li>➤ 以上のことから、新たに対象とすべき発生源はないことを確認した。</li> </ul> <p>・防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 影響評価ガイドの防護対象者は、①制御室にとどまる運転員（設計基準）/実施組織要員（重大事故）、②緊急時対策所にとどまる要員、③屋外で重大事故等対処を実施する要員とし、重大事故では①～③が対象となる。</li> <li>➤ 技術的能力 1.12 では、①の一部、③及び屋内で重大事故等対処を実施する要員について考慮している。             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ①については技術的能力 1.11、②については技術的能力 1.13 の手順にて考慮している。</li> </ul> </li> <li>➤ よって重大事故時には、①～③を考慮していることから、既許可の対応で妥当であることを確認した。</li> </ul> <p>・検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 影響評価ガイドでは、有毒ガスの発生源に応じた検出装置及び人による認知や異常の確認を挙げている。</li> <li>➤ 既許可の申請書では、異常を検知した作業員が中央制御室へ連絡するための手段を確保することにより、有</li> </ul>	<p>技術的能力 1.12 に係る既許可の申請書及び整理資料を確認した結果、既許可の対応で妥当であることを確認した。</p> <p>追加要求事項に対する対応が必要な事項、及び記載の適正化・明確化が必要な事項について、整理資料へ反映するものはない。</p> <p>&lt;追加要求事項への対応&gt; なし</p> <p>&lt;記載の適正化・明確化&gt; なし</p>
対応手段等	<p>バックグラウンド低減対策の手順</p> <p>放射性物質の濃度を測定する。重大事故等時に可搬型試料分析設備による放射性物質を捕集した試料の測定場所は、主排気筒管理棟を基本とする。ただし、試料測定に影響が生じる場合は、緊急時対策所又は再処理事業所外の適切な場所に設備を移動し、測定する。</p>														
作業性	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の着用を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10m Sv 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員及び支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員及び支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>														
電源確保	<p>全交流電源喪失時は、可搬型重大事故等対処設備の可搬型発電機を用いて、放射性物質の濃度及び線量の測定で使用する設備及び風向、風速その他の気象条件の測定で使用する設備へ給電する。</p>														
燃料給油	<p>配慮すべき事項は、第5表（10／15）「電源の確保に関する手順等」の燃料給油と同様である。</p>														
放射線管理	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の着用を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10m Sv 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員及び支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員及び支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>														
他の機関との連携	<p>重大事故等時の敷地外でのモニタリングは、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p> <p>また、原子力災害が発生した場合には他の原子力事業者との協力体制を構築するため原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資機材の貸与等を行うことが可能である。</p>														

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（技術的能力 1.12）

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項																				
<p>【添付書類八 第5-1表 重大事故等対処における手順の概要（13/15）】（P8-5-90）</p> <p>1.12 監視測定等に関する手順等</p> <table border="1" data-bbox="107 261 582 973"> <thead> <tr> <th colspan="4">1.12 監視測定等に関する手順等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="107 261 152 517">対応手段等</td> <td data-bbox="152 261 197 517">バックグラウンド低減対策の手順</td> <td data-bbox="197 261 241 517">バックグラウンド低減対策の策</td> <td data-bbox="241 261 582 517">重大事故等時に可搬型試料分析設備による放射性物質を捕集した試料の測定場所は、主排気筒管理建屋を基本とする。ただし、試料測定に影響が生じる場合は、緊急時対策所又は再処理事業所外の適切な場所に設備を移動し、測定する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 517 152 692">配慮すべき事項</td> <td data-bbox="152 517 197 692">作業性</td> <td data-bbox="197 517 241 692"></td> <td data-bbox="241 517 582 692">重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。 また、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に連絡、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 692 152 852"></td> <td data-bbox="152 692 197 852">電源確保</td> <td data-bbox="197 692 241 852"></td> <td data-bbox="241 692 582 852">全交流電源喪失時は、可搬型重大事故等対処設備の可搬型発電機を用いて、放射性物質の濃度及び線量の測定で使用する設備及び風向、風速その他の気象条件の測定で使用する設備へ給電する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 852 152 973"></td> <td data-bbox="152 852 197 973">燃料給油</td> <td data-bbox="197 852 241 973"></td> <td data-bbox="241 852 582 973">配慮すべき事項は、第5表（10/15）「電源の確保に関する手順等」の燃料給油と同様である。</td> </tr> </tbody> </table>	1.12 監視測定等に関する手順等				対応手段等	バックグラウンド低減対策の手順	バックグラウンド低減対策の策	重大事故等時に可搬型試料分析設備による放射性物質を捕集した試料の測定場所は、主排気筒管理建屋を基本とする。ただし、試料測定に影響が生じる場合は、緊急時対策所又は再処理事業所外の適切な場所に設備を移動し、測定する。	配慮すべき事項	作業性		重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。 また、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に連絡、移動ができるように、可搬型照明を配備する。		電源確保		全交流電源喪失時は、可搬型重大事故等対処設備の可搬型発電機を用いて、放射性物質の濃度及び線量の測定で使用する設備及び風向、風速その他の気象条件の測定で使用する設備へ給電する。		燃料給油		配慮すべき事項は、第5表（10/15）「電源の確保に関する手順等」の燃料給油と同様である。	<p>検知等、技術的能力 1.0 に記載した内容により、有毒ガスの発生が検知可能である。</p> <p>■ 防護対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用すること</li> <li>✓ 中央制御室にとどまる要員については技術的能力 1.11 にて記載する。</li> <li>✓ 緊急時対策所にとどまる要員については技術的能力 1.13 にて記載する。</li> </ul>	<p>毒ガスの発生を検知可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 既許可の申請書では、公的機関からの降灰予報等の気象情報を入手できる設備により、火山の影響を検知することが可能である。</li> <li>➢ 加えて、第 47 条通信連絡設備を用いた制御室及び緊急時対策所からの通信連絡並びに嗅覚による異常の検知等、技術的能力 1.0 に記載した内容により、有毒ガスの発生が検知可能である。</li> <li>➢ 以上のことから、新たに設置又は定めるべき検知手段はないことを確認した。</li> </ul> <p>■ 防護対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 影響評価ガイドに例示されている防護措置は、換気空調設備の隔離、制御室の正圧化、空気呼吸器の配備、敷地内の有毒化学物質の中和等の措置等である。</li> <li>➢ 既許可の申請書では、作業環境に応じた防護具を中央制御室に配備し、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとしている。             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 影響評価ガイドの「空気呼吸具等（酸素呼吸器、防毒マスクを含む）の配備」に該当する防護対策を講じている。</li> </ul> </li> <li>➢ 以上のことから、新たに対応すべき防護対策はないことを確認した。             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 中央制御室にとどまる要員については技術的能力 1.11 にて記載する。</li> </ul> </li> </ul>	
1.12 監視測定等に関する手順等																							
対応手段等	バックグラウンド低減対策の手順	バックグラウンド低減対策の策	重大事故等時に可搬型試料分析設備による放射性物質を捕集した試料の測定場所は、主排気筒管理建屋を基本とする。ただし、試料測定に影響が生じる場合は、緊急時対策所又は再処理事業所外の適切な場所に設備を移動し、測定する。																				
配慮すべき事項	作業性		重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。 また、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に連絡、移動ができるように、可搬型照明を配備する。																				
	電源確保		全交流電源喪失時は、可搬型重大事故等対処設備の可搬型発電機を用いて、放射性物質の濃度及び線量の測定で使用する設備及び風向、風速その他の気象条件の測定で使用する設備へ給電する。																				
	燃料給油		配慮すべき事項は、第5表（10/15）「電源の確保に関する手順等」の燃料給油と同様である。																				



1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項				
<p>1.12 監視測定等に関する手順等</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="69 167 224 510">放射線防護</td> <td data-bbox="224 167 593 510"> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員及び支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員及び支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="69 510 224 885">配慮すべき事項 他の機関との連携</td> <td data-bbox="224 510 593 885"> <p>重大事故等時の敷地外でのモニタリングは、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。 また、原子力災害が発生した場合に他の原子力事業者との協力体制を構築するため原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資機材の貸与等を受けることが可能である。</p> </td> </tr> </table>	放射線防護	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員及び支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員及び支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>	配慮すべき事項 他の機関との連携	<p>重大事故等時の敷地外でのモニタリングは、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。 また、原子力災害が発生した場合に他の原子力事業者との協力体制を構築するため原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資機材の貸与等を受けることが可能である。</p>		<p>✓ 緊急時対策所にとどまる要員については技術的能力 1.13 にて記載する。</p>	
放射線防護	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり 10mSv 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員及び支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員及び支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>						
配慮すべき事項 他の機関との連携	<p>重大事故等時の敷地外でのモニタリングは、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。 また、原子力災害が発生した場合に他の原子力事業者との協力体制を構築するため原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資機材の貸与等を受けることが可能である。</p>						
<p>【添付書類八 添付1 11. b. (a) i. (i)2) 可搬型排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定】(P8-添1-1195)</p> <p>b. 重大事故等時の手順等</p> <p>(a) 放射性物質の濃度及び線量の測定の手順等 (略)</p> <p>i. 排気口における放射性物質の濃度の測定</p> <p>(i) 主排気筒における放射性物質の濃度の測定 (略)</p> <p>2) 可搬型排気モニタリング設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定 (略)</p> <p>c) 操作の成立性</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p>							

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
<p>る。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>-----</p> <p>【添付書類八 添付 1 11. b. (a) i. (i) 3) 放出管理分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定】(P8-添 1-1199)</p> <p>3) 放出管理分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の測定 (略)</p> <p>c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人並びに放射線対応班の班員2人の合計4人にて実施し、排気サンプリング設備の試料採取実施判断後1時間以内で可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>-----</p> <p>【添付書類八 添付 1 11. b. (a) i. (i) 4) 可搬型試料分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定】(P8-添 1-1201)</p> <p>4) 可搬型試料分析設備による主排気筒から放出される放射性物質の濃度の代替測定 (略)</p> <p>c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外</p>			

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
<p>対応班長の3人、放射線対応班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計8人にて実施し、排気サンプリング設備の試料採取実施判断後1時間以内で可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>【添付書類八 添付1 11.b.(a).i.(ii)2) 可搬型排気モニタリング設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定】(P8-添1-1206)</p> <p>2) 可搬型排気モニタリング設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定 （略）</p> <p>c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員6人並びに建屋外対応班の班員3人の合計12人にて実施し、対策の制限時間（燃料貯蔵プールの小規模な漏えい並びに冷却機能及び注水機能の喪失による燃料貯蔵プール等の沸騰開始）35時間に対し、事象発生から可搬型排気モニタリング設備による放射性物質の濃度の測定は23時間以内で可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事</p>			

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
<p>故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>【添付書類八 添付 1 11. b. (a) i. (ii) 3) 放出管理分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の測定】（P8-添 1-1211）</p> <p>3) 放出管理分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の測定 （略）</p> <p>c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人並びに放射線対応班の班員2人の合計4人にて実施し、排気サンプリング設備の試料採取実施判断後1時間以内で可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10 mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>【添付書類八 添付 1 11. b. (a) i. (ii) 4) 可搬型試料分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定】（P8-添 1-1213）</p> <p>4) 可搬型試料分析設備による北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から放出される放射性物質の濃度の代替測定 （略）</p> <p>c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計8人にて実施し、排気サンプリング</p>			

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
<p>設備の試料採取実施判断後1時間以内で可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>【添付書類八 添付 1 11.b.(a)ii.(ii) 可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定】(P8-添1-1218)</p> <p>ii. 周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量の測定</p> <p>(略)</p> <p>(ii) 可搬型環境モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定</p> <p>(略)</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員6人並びに建屋外対応班の班員3人の合計12人にて実施し、対策の制限時間（精製建屋における冷却機能の喪失による硝酸プルトニウム溶液の沸騰開始）11時間に対し、事象発生から可搬型環境モニタリング設備（9台）による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定は5時間以内で可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線</p>			

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
<p>量管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10 mSv 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>【添付書類八 添付 1 11. b. (a) ii. (iii) 可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定】(P8-添 1-1222)</p> <p>(iii) 可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定 (略)</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の 2 人、放射線対応班及び建屋対策班の班員 8 人並びに現場管理者及び建屋対策班の班員 10 人の合計 20 人にて実施し、事象発生から可搬型建屋周辺モニタリング設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定は 1 時間以内で可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10 mSv 以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>【添付書類八 添付 1 11. b. (a) ii. (iv) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定】(P8-添 1-1225)</p> <p>(iv) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度及び線量の測定 (略)</p> <p>3) 操作の成立性</p>			

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
<p>上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人並びに放射線対応班の班員2人の合計4人にて実施し、本対策実施判断後2時間以内で可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10 mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>【添付書類八 添付 1 11.b. (a) ii. (v) 可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定】(P8-添 1-1227)</p> <p>(v) 可搬型放射能観測設備による空気中の放射性物質の濃度及び線量の代替測定</p> <p>(略)</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人並びに放射線対応班の班員2人の合計4人にて実施し、本対策実施判断後2時間以内で可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10 mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>【添付書類八 添付 1 11.b. (a) ii. (vi) 環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定】(P8-添 1-1229)</p>			



1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
<p>(略)</p> <p>(vi) 環境試料測定設備による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放射線管理班長1人及び放射線管理班の班員2人の合計3人にて実施し、ダストモニタの試料採取実施判断後2時間50分以内で可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>【添付書類八 添付 1 11. b. (a) ii. (vii) 環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定】(P8-添 1-1231)</p> <p>(vii) 環境試料測定設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>(略)</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放射線管理班長1人及び放射線管理班の班員2人の合計3人にて実施し、水試料及び土壌試料の試料採取実施判断後2時間以内で可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>			

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
<p>【添付書類八 添付 1 11. b. (a) ii. (viii) 可搬型試料分析設備による空気中の放射性物質の濃度の代替測定】                      (P8-添 1-1233)</p> <p>(viii) 可搬型試料分析設備による空気中の放射性物質の濃度の代替測定                      (略)</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放射線管理班長及び建屋外対応班長の2人、放射線管理班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計7人にて実施し、ダストモニタの試料採取実施判断後2時間50分以内で可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <hr/> <p>【添付書類八 添付 1 11. b. (a) ii. (ix) 可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定】                      (P8-添 1-1236)</p> <p>(ix) 可搬型試料分析設備による水中及び土壌中の放射性物質の濃度の測定                      (略)</p> <p>3) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放射線管理班長及び建屋外対応班長の2人、放射線管理班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計7人にて実施し、水中又は土壌中の放射性物質の濃度の測定は、水試料及び土壌試料の試料採取実施判断後2時間以内で可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組</p>			

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
<p>織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時には、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時には、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>【添付書類八 添付 1 11. b. (b) ii. 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定】（P8-添 1-1241）</p> <p>ii. 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定（略）</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>(iii) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員2人並びに建屋外対応班の班員3人の合計8人にて実施し、可搬型排気モニタリング設備の設置完了後、作業を開始してから2時間以内で可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常的安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10 mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時には、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時には、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>【添付書類八 添付 1 11. b. (b) iii. 可搬型風向風速計による風向及び風速の測定】（P8-添 1-1244）</p> <p>iii. 可搬型風向風速計による風向及び風速の測定（略）</p> <p>(iii) 操作の成立性</p>			

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
<p>上記の対応は、実施責任者及び放射線対応班長の2人並びに放射線対応班の班員2人の合計4人にて実施し、事象発生から可搬型風向風速計による風向及び風速の測定は30分以内で可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>【添付書類八 添付1 11. b. (c) i. 環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備への給電】(P8-添1-1246)</p> <p>i. 環境モニタリング用可搬型発電機による環境モニタリング設備への給電 (略)</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応として、環境モニタリング用可搬型発電機の建屋内への移動及び除灰作業の準備を実施する。また、降灰を確認したのち必要に応じ、除灰作業を実施する。</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機から給電するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第11-12図に示す。</p> <p>(略)</p> <p>(iii) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、実施責任者、放射線対応班長及び建屋外対応班長の3人、放射線対応班の班員6人並びに建屋外対応班の班員3人の合計12人にて実施し、作業開始を判断してから5時間以内で可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1作業当たり10</p>			

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
<p>mSv以下とすることを目安に管理する。さらに、実施組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、実施組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>【添付書類八 添付 1 11. b. (d) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制】（P8-添 1-1249）</p> <p>(d) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制</p> <p>重大事故等時の敷地外でのモニタリングは、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国が地方公共団体と連携して策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p> <p>また、原子力災害が発生した場合に他の原子力事業者との協力体制を構築するため原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資機材の貸与等を受けることが可能である。</p> <p>【添付書類八 添付 1 11. b. (e) i. モニタリングポストのバックグラウンド低減対策】（P8-添 1-1249）</p> <p>i. モニタリングポストのバックグラウンド低減対策（略）</p> <p>(iii) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放射線管理班長 1 人及び放射線管理班の班員 2 人の合計 3 人にて実施し、モニタリングポスト 9 台分の検出器カバーの養生作業は、作業開始を判断してから 5 時間以内で可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10 mSv 以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動が</p>			

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
<p>できるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>【添付書類八 添付 1 11. b. (e) ii. 可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策】(P8-添 1-1251)</p> <p>ii. 可搬型環境モニタリング設備のバックグラウンド低減対策 （略）</p> <p>(iii) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放射線管理班長 1 人及び放射線管理班の班員 2 人の合計 3 人にて実施し、可搬型環境モニタリング設備 9 台分の検出器カバーの養生作業は、作業開始を判断してから 5 時間以内で可能である。</p> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。線量管理については個人線量計を着用し、1 作業当たり 10 mSv 以下とすることを目安に管理する。さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。重大事故等の対処時においては、中央制御室等との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>			

## 1.13\_緊急時対策所の居住性等に関する手順等



再処理施設 安全審査補足説明資料リスト  
 技術的能力(1.13 緊急時対策所)

令和3年8月19日 R9

再処理施設 安全審査補足説明資料(今回提出)				備考(令和元年8月提出済みの資料については、資料番号を記載)
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料1.13-1	審査基準, 基準規則と対処設備との対応表	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.13-2	居住性を確保するための手順等について	令和2年4月28日	4	
補足説明資料1.13-3	ポンベ加圧時における緊急時対策所の空気供給量の設定及び空気ポンベの必要本数について	令和2年7月9日	3	
補足説明資料1.13-4	必要な情報を把握するための手順等の説明	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.13-5	必要な数の要員の収容に係る手順等について	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.13-6	再処理施設における事象分類について	令和2年4月28日	4	
補足説明資料1.13-7	緊急時対策所出入管理区画について	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.13-8	配備資機材等の数量等について	令和2年4月28日	5	
補足説明資料1.13-9	大規模な揮発性の放射性物質の放出時の要員退避について	令和2年4月28日	4	
補足説明資料1.13-10	手順のリンク先について	令和2年4月28日	3	
補足説明資料1.13-11	既許可における有毒ガス防護の対応状況及び妥当性の確認	令和3年8月19日	0	新規作成

補足説明資料 1. 13-11

## 目 次

### 既許可における有毒ガス防護の対応状況及び妥当性の確認

1. はじめに
2. 有毒ガス防護に係る既許可の設計方針
3. 影響評価ガイドに照らした確認
4. 整理資料への反映（再掲）

## 既許可における有毒ガス防護の対応状況及び妥当性の確認

### 1. はじめに

再処理施設に対する有毒ガスの影響及び防護対策については、新規規制基準適合性審査における事業変更許可（以下、「既許可」という。）において考慮している事項である。

一方、規則改正により、事業指定基準規則 第 20 条（制御室等）及び第 26 条（緊急時対策所）において、有毒ガスが発生した場合に運転員及び緊急時対策所の指示要員の対処能力が損なわれるおそれがある有毒ガスの発生源に対し、有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室及び緊急時対策所で自動的に警報するための装置（以下、「有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置」という。）の設置が追加で要求されている。

また、技術的能力審査基準において、有毒ガス発生時の重大事故等に対処する要員の防護に関して、吸気中の有毒ガス濃度を基準値以下とするための手順と体制の整備、予期せず発生する有毒ガスへの対策等の具体的要求事項が追加されている。

上記に関しては、規則改正に合わせて、有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（以下、「影響評価ガイド」という。）が策定されており、人体影響の観点から、有毒ガスが施設の安全性を確保するために必要な要員の対処能力に影響を与えないことを評価するための方法やとるべき対策が具体化されている。

ここでは、影響評価ガイドを参考とし、技術的能力審査基準 1.13（緊急時対策所の居住性等に関する手順等）に係る既許可の防護対策等に対して、改めて考慮すべき事項の有無、既許可で考慮していた事項の妥当性の確認

を行う。

## 2. 有毒ガス防護に係る既許可の設計方針

影響評価ガイドで規定されている発生源，防護対象者，検知手段及び防護対策の4つの観点で以下の通り整理した。

### (1) 発生源

技術的能力 1.13 は，重大事故時の緊急時対策所の居住性等に関する手順等である。

重大事故時の作業環境の雰囲気悪化をもたらす発生源は，技術的能力 1.0 で整理した有毒ガスの発生源と同じであることから，以下の通り想定している。

- ・ 有毒ガス（第9条で想定する敷地内における化学物質の漏えいに伴う有毒ガス，敷地外の固定施設及び可動施設からの有毒ガス。また，第12条で想定する化学薬品の漏えいにより発生することが想定される有毒ガスも含まれる。）
- ・ 火災の二次的影響によるばい煙及び有毒ガス（第9条で想定する森林火災，航空機落下，近隣工場等の火災，爆発により発生するもの。また，第5条で想定する内部火災による煙及び燃焼生成物も含まれる。）
- ・ 降下火砕物（第9条で想定する火山の影響によるものであり，降下火砕物に付着している毒性のある火山ガス成分が対象。）

### (2) 防護対象者

再処理施設においては，重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員を限定せず，重大事故等対策に関わる非常時対策組織要員全員を防護対象としている。技術的能力 1.13 は，緊急時対策所の居住性等に関する手順等で

あり、防護すべき対象者は、本手順等で対応を行う緊急時対策所内にとどまる要員である。なお、重大事故等対策の現場作業を実施する要員に対しては、技術的能力 1.0 及び技術的能力 1.1～1.14（1.11 及び 1.13 を除く）の個別手順にて記載する。中央制御室にとどまる要員に対しては技術的能力 1.11 にて記載する。

### （3）検知手段

有毒ガスの発生は、以下の通り検知できる設計としている。

有毒ガスの発生は、緊急時対策所への通信連絡及び窒素酸化物濃度測定により、以下の通り検知できる設計としている。

敷地外の固定施設及び可動施設からの有毒ガスの発生は、緊急時対策所に設置された通信連絡設備による外部機関等からの連絡により検知することができる。

試薬建屋へ運搬する化学物質の漏えいや火災により発生する窒素酸化物については、可搬型重大事故等対処設備及び資機材として配備する可搬型窒素酸化物濃度計により有毒ガスの発生を検知できる。

その他、公的機関からの降灰予報等の気象情報を入手できる設備により、火災や火山の影響を把握することができる。

以上の内容を有毒ガスに関して纏めると以下の通りとなる。

- ・ 外部機関等からの通信連絡等による連絡
- ・ 可搬型窒素酸化物濃度計
- ・ 臭気等の異常を検知した者からの通信連絡等による連絡

なお、規則改正により第 26 条に新たに要求された「有毒ガスの発生を検出する装置及び警報装置」については設置をしていない。

#### (4) 防護対策

緊急時対策所にとどまる要員に対しては、有毒ガスの発生を検知した場合に、換気設備の隔離を行うことにより外気を取入れを停止することが可能な設備を設けるとともに、そのための手順を定めている。なお、本操作の成立性については、制限時間 11 時間に対して 1 時間 40 分で実施できることを既許可の本文第 6 表及び添付書類八第 5 - 2 表に記載している。また、本操作のタイムチャートは添付書類八第 12-10 図に示している。

### 3. 影響評価ガイドに照らした確認

2. の設計方針を踏まえ、影響評価ガイドで規定されている発生源、防護対象者、検知手段及び防護対策の 4 つの観点で確認を行い、既許可の対応で妥当であることを確認した。確認結果の概要を以下に示す（詳細は、別紙 1「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表の整理方法について」、別紙 2「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」参照）。

#### (1) 発生源

影響評価ガイドの有毒ガスの発生源は、有毒化学物質の揮発等（気体の漏えい及び液体の漏えいによる揮発）により発生するもの及び他の化学物質等との反応によって発生する以下のものを対象としている。

- 敷地内に保管されている有毒化学物質
- 敷地外（制御室から半径 10km 以内）に保管されている有毒化学物質
- 敷地内で輸送される有毒化学物質

また、影響評価ガイドでは、技術的能力の追加要求事項に示されている以下に例示されるような予期せず発生する有毒ガスを対象としている。

- 敷地外可動源から発生する有毒ガス
- 敷地内固定源及び可動源において予定されていた中和等の終息作業が



できなかつた場合に発生する有毒ガス等

既許可では、敷地内に貯蔵及び輸送する有毒化学物質の漏えいに伴い発生する有毒ガス、敷地外の固定施設及び可動施設からの有毒ガスを対象とし、予期せず発生する有毒ガスを含め、発生源を考慮している。また、火災の二次的影響によるばい煙及び有毒ガスや降下火砕物を対象としており、影響評価ガイド以上のものを考慮している。

したがって、既許可の技術的能力 1.13 において、新たに対象とすべき発生源はなく、既許可の対応で妥当であることを確認した。

## (2) 防護対象者

影響評価ガイドの防護対象者は、①制御室にとどまる運転員（設計基準）/実施組織要員（重大事故）、②緊急時対策所にとどまる要員、③屋外で重大事故等対処を実施する要員としている。

技術的能力 1.13 では、②について考慮している。なお、①については技術的能力 1.11、③については技術的能力 1.0 及び技術的能力 1.1～1.14（1.11 及び 1.13 を除く）の個別手順にて考慮している。

よって重大事故時には、①～③を考慮していることから、既許可の対応で妥当であることを確認した。

## (3) 検知手段

影響評価ガイドの検知手段は以下としているが、以下の通り、新たに設置又は定めるべき検知手段はないことを確認した。

発生源	検知手段
①敷地内の固定施設	有毒ガスの発生又は発生の兆候を検出する装置及び有毒ガスの到達を検出するための装置
②敷地内の可動施設	可動源に対する立会人による認知

③敷地外の固定施設	敷地外からの連絡 ー消防，警察，海上保安庁，自衛隊 ー地方公共団体（例えば，防災有線放送，防災行政無線，防災メール，防災ラジオ等） ー報道（例えば，ニュース速報等） ーその他有毒ガスの発生事故に係る情報源
④共通	異臭がする等の異常の確認 有毒ガスの発生又は到達を認知した場合や，上記異常を確認した場合の通信連絡設備による伝達

### ① 敷地内の固定施設

既許可では，有毒ガスの発生又は発生の兆候を検出する装置及び有毒ガスの到達を検出するための装置の設置をしていない。

これに対しては，影響評価ガイドを参考にした有毒ガス濃度評価を行い，制御室及び緊急時対策所にとどまる非常時対策組織要員の対処能力が損なわれるおそれのある濃度に達する有毒ガスの発生源となる敷地内の固定施設はなく，有毒ガスの発生を検出する装置及び自動的に警報する装置は不要であることを確認した（評価の詳細は第 26 条 整理資料 補足説明資料 2-6 参照）。

重大事故時においては，万一敷地内の固定施設からの漏えいがあった場合，アクセスルートの確認を行う者から通信連絡を受けることにより検知することができる。

### ② 敷地内の可動施設

敷地内の可動施設からの有毒ガスの発生は，敷地内の可動施設の立会人からの通信連絡設備を用いた連絡により，緊急時対策所にて検知可能である。

### ③ 敷地外の固定施設

敷地外の固定施設からの有毒ガスの発生は，外部機関等からの通信連

絡設備を用いた連絡により、緊急時対策所にて検知可能である。

#### ④ 共通

試薬建屋へ運搬する化学物質の漏えいや火災により発生する窒素酸化物については、可搬型重大事故等対処設備及び資機材として配備する可搬型窒素酸化物濃度計により検知可能である。

さらに、臭気等の異常を検知した者からの通信連絡設備を用いた連絡や、再処理施設の外の状況を把握するための監視カメラ及び公的機関からの降灰予報等の気象情報を入手できる設備により、予期せず発生する有毒ガスや火災、火山の影響を含め、有毒ガスの発生を検知することが可能である。

#### (4) 防護対策

影響評価ガイドの防護手段は、以下のいずれか又は複数を考慮することとしている。

- 換気空調設備の隔離（外気連絡の遮断及び酸欠防止等のための外気取り入れの再開）
- 制御室等の正圧化
- 空気呼吸具等（酸素呼吸器、防毒マスクを含む）の配備
- 敷地内の有毒化学物質の中和等の措置（終息活動）

また、予期せず発生する有毒ガスに対して、酸素呼吸器の配備、酸素ボンベのバックアップ体制の整備、有毒ガスばく露下での作業手順及び実施体制の整備を確認することとしている。

非常時対策組織の要員について、以下の通り防護対策の妥当性を影響評価ガイドに基づき確認した。

緊急時対策所にとどまる要員に対しては、有毒ガスの発生を検知した

場合に、換気設備の隔離を行うことにより外気を取入れを停止することが可能な設備を設けるとともに、そのための手順を定める。

上述の通り、既許可では緊急時対策所の非常時対策組織要員に対して、影響評価ガイドの「換気空調設備の隔離（外気連絡の遮断及び酸欠防止等のための外気取入れの再開）」に該当する防護対策を講じている。予期せず発生する有毒ガスを含む有毒ガスに対し、上記の方法により防護可能である。

なお、予期せず発生する有毒ガス防護に係る詳細は、技術的能力 1.0 の要求事項であるため、技術的能力 1.0 整理資料 補足説明資料 1.0-6 に記載する。

#### 4. 整理資料への反映

技術的能力 1.13 に係る既許可の申請書及び整理資料を確認した結果、既許可の対応で妥当であることを確認した。

追加要求事項に対する対応が必要な事項、及び記載の適正化・明確化が必要な事項について、整理資料へ反映するものはない。

##### <追加要求事項への対応>

➤ なし

##### <記載の適正化・明確化>

➤ なし

以 上

補足説明資料 1. 13-11  
別紙 1

## 目 次

### 既許可における有毒ガス防護の対応状況及び妥当性の確認

1. はじめに
2. 有毒ガス防護に係る既許可の設計方針
3. 影響評価ガイドに照らした確認
4. 整理資料への反映（再掲）

## 別紙1「有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表」の整理方法について

「大気（作業環境）の汚染事象」に対する既許可の対応について、以下の方法で別紙2に整理表（4段表）としてまとめ、既許可の防護対策等に対し改めて考慮すべき事項の有無についての確認を行い、既許可で考慮していた事項の妥当性の確認を行う。

### 1. 事業指定申請書（既許可）（左から1列目）

事業指定申請書において有毒ガスに係る事項を抽出して条文毎に整理表を作成し、整理表内で、本文-添付間の構成単位（以下、「パート」という。）でまとめ、影響評価ガイドの「6. 有毒ガス防護に係る妥当性の判断」の項目（発生源、防護対象者、検知手段及び防護対策）に該当する箇所を色塗りする。

- ・発生源
- ・防護対象者
- ・検知手段
- ・防護対策

### 2. 既許可の対応（左から2列目）

1. で色塗りした発生源、防護対象者、検知手段及び防護対策の項目毎に各パートの既許可の対応を整理する。必要に応じ、関係する条文の情報を含めて記載する。

また、既許可の各条文の整理資料を確認し、発生源、防護対象者、検知手段及び防護対策の観点で整理資料に更に具体的に記載されている場合は、これを含めて整理する。（したがって、左から1列目（1.の色塗り）と2.の既許可の対応が一致しないことがある。）

### 3. 影響評価ガイドに基づく確認（左から3列目）

2. で整理した既許可の対応（整理資料の内容を含む）について、パート単位で発生源、防護対象者、検知手段、防護対策毎に、影響評価ガイドに示される有毒ガス防護のための対応と比較し、「大気（作業環境）の汚染事象」に対する既許可の対応について、既許可の対応で十分であるか、明確化もしくは追加すべき事項として新たに考慮すべき事項の有無を整理する。

#### 3.1. 発生源

「大気（作業環境）の汚染事象」について、各条文で考慮すべき事象の範囲において、影響評価ガイドに示される有毒ガス発生源と比較して、新たに対象とすべき発生源があるか。



＜影響評価ガイドの有毒ガス発生源＞

以下の有毒化学物質の揮発等（気体の漏えい及び液体の漏えいによる揮発）により発生するもの及び他の化学物質等との反応によって発生するもの。

- 敷地内に保管されている有毒化学物質
- 敷地外（制御室から半径 10km 以内）に保管されている有毒化学物質
- 敷地内で輸送される有毒化学物質

### 3.2. 防護対象者

「大気（作業環境）の汚染事象」から防護する者について、各条文で考慮すべき防護対象者の範囲において、設計基準では①及び②，重大事故では①～③を対象とし，その一部または全体が考慮されているか。

＜影響評価ガイドの防護対象者＞

- ① 制御室にとどまる運転員（設計基準）/実施組織要員（重大事故）
- ② 緊急時対策所内にとどまる要員
- ③ 屋外で重大事故等対処を実施する要員

### 3.3. 検知手段

「大気（作業環境）の汚染事象」に対し防護措置を講じるために、影響評価ガイドに示される各発生源に対応した検知手段と比較して、新たに対応すべき検知手段があるか。

＜影響評価ガイドの対応＞

以下の検知手段及びその手順と体制の整備。

（敷地内の固定施設）

- 有毒ガスの発生又は発生の兆候を検出する装置及び有毒ガスの到達を検出するための装置

（敷地内の可動施設）

- 可動源に対する立会人による認知

（敷地外の固定施設）

- 敷地外からの連絡

－消防，警察，海上保安庁，自衛隊

－地方公共団体（例えば，防災有線放送，防災行政無線，防災メール，防災ラジオ等）

－報道（例えば，ニュース速報等）

－その他有毒ガスの発生事故に係る情報源

(共通)

- 異臭がする等の異常の確認
- 通信連絡設備による伝達

### 3.4. 防護対策

「大気（作業環境）の汚染事象」から防護対象者を防護するための対策について、影響評価ガイドに示される①～③の何れかの防護対策と比較して、新たに対応すべき防護対策があるか。また、化学物質の漏えいに対して④の終息活動の措置が取られているか。

<影響評価ガイドの防護対策>

以下の防護対策及びその手順と体制の整備。

- ① 換気空調設備の隔離（外気連絡の遮断及び酸欠防止等のための外気取入れの再開）
- ② 制御室等の正圧化
- ③ 空気呼吸具等（酸素呼吸器、防毒マスクを含む）の配備
- ④ 敷地内の有毒化学物質の中和等の措置（終息活動）

### 4. 整理資料への反映事項（左から4列目）

1.～3.の確認結果から、影響評価ガイドの項目（発生源、防護対象者、検知手段及び防護対策）で既許可の対応を確認した結果に基づき、追加要求事項に対する対応が必要な事項及び記載の適正化・明確化が必要な事項を整理し、条文毎に整理資料への反映事項を整理する。

以上

補足説明資料 1. 13-11  
別紙 2

## 目 次

### 既許可における有毒ガス防護の対応状況及び妥当性の確認

1. はじめに
2. 有毒ガス防護に係る既許可の設計方針
3. 影響評価ガイドに照らした確認
4. 整理資料への反映（再掲）

## 目次

### ➤ 技術的能力：1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (補 1.13-11-別 2-1)

【本文 第5表 重大事故等対処における手順の概要 (14/15)】

【添付書類八 第5-1表 重大事故等対処における手順の概要 (14/15)】

【本文 第6表 重大事故等対策における操作の成立性 (13/14)】

【添付書類八 第5-2表 重大事故等対策における操作の成立性 (13/14)】

【添付書類八 添付1 12.b.(a)居住性を確保するための措置】

【添付書類八 添付1 12.b.(a)i.(i) 緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順】

【添付書類八 添付1 12.b.(a)i.(ii) 緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順】

【添付書類八 添付1 12.b.(a)ii.(i) 緊急時対策建屋放射線計測設備(可搬型環境モニタリング設備)の測定手順】

【添付書類八 添付1 12.b.(a)iii.(ii) 緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切替手順】

【添付書類八 添付1 12.b.(b) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置】

【添付書類八 添付1 12.b.(b) iv.通信連絡に関する手順等】

## 目次

【添付書類八 添付 1 12. ii . (d) ii . 緊急時対策建屋用電源車（自主対策設備）による給電手順】

【添付書類八 添付 1 12. 第 12－5 図 緊急時対策建屋換気設備の切替概要図】

【添付書類八 添付 1 12. 第 12－9 図 緊急時対策建屋換気設備によるモード切替判断のフローチャート】

【添付書類八 添付 1 12. 第 12－10 図 緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切り替えのタイムチャート】

【添付書類八 添付 1 12. 第 12－13 図 通信連絡設備の系統概要図】

【添付書類八 添付 1 12. 第 12－15 図 緊急時対策建屋換気設備の切り替えのタイムチャート】

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
<p>技術的能力：1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>【本文 第5表 重大事故等対処における手順の概要（14/15）】（P913）</p> <p>1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>【居住性を確保するための措置】                      重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段として、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する手順を整備する。</p> <p>【重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置】                      重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備により、必要なパラメータを監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う手順を整備する。                      また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に整備する。</p> <p>【必要な数の要員の収容に係る措置】                      重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備により、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。                      外部電源喪失時は、緊急時対策建屋電源設備からの給電により、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備を使用する。                      緊急時対策所には、非常時対策組織本部、支援組織及び実施組織の要員並びに全社対策組織の一部の要員として最大360人を収容できる。                      なお、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出する場合において、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員は約50人である。                      また、要員の収容が適切に行えるようにトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な資機材を整備し、通常時から維持、管理する。</p> <p>【緊急時対策建屋電源設備からの給電措置】                      重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために、代替電源設備からの給電について手順を整備する。                      緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高压系統の6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低压系統の460V緊急時対策建屋用母線により、緊急時対策所の必要な負荷に給電していることを確認する手順に着手する。</p> </div>	<p>・発生源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 重大事故等対処設備を使用するためにアクセスルートを通行する際には、環境条件として以下の発生源を考慮する必要がある（第33条の整理表より）。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>● 化学薬品の漏えい</li> <li>● 有毒ガス</li> <li>● 火山の影響</li> <li>● 森林火災</li> <li>● 近隣工場等の火災</li> <li>● 航空機落下による火災</li> </ul> </li> <li>➢ 火山の影響又は地震に起因する重大事故は、環境条件として以下の発生源を考慮する必要がある（第28条の整理表より）。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>● 化学薬品の漏えい</li> <li>● 火山の影響</li> </ul> </li> </ul> <p>・防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 技術的能力 1.13 は、緊急時対策所の居住性等に関する手順等である。このため、本手順の防護対象者は、制御室内にとどまる要員である。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ なお、重大事故等対策の現場作業を実施する要員に対しては、技術的能力 1.0 及び技術的能力 1.1～1.14（1.11 及び 1.13 を除く）の個別手順にて記載する。</li> <li>✓ 中央制御室にとどまる要員に対しては技術的能力 1.11 にて記載する。</li> </ul> </li> </ul> <p>・検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 外部機関等からの通信連絡等による連絡</li> <li>➢ 可搬型窒素酸化物濃度計</li> </ul>	<p>・発生源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 影響評価ガイドでは、有毒ガスの発生源として有毒化学物質の揮発等により発生するもの及び他の化学物質等との反応によって発生するものを対象としている。</li> <li>➢ 上記に加え、影響評価ガイドでは、技術的能力の追加要求事項に示されている予期せず発生する有毒ガス（敷地外可動源から発生する有毒ガス、予定されていた中和等の終息活動ができなかった場合に発生する有毒ガス等）を対象としている。</li> <li>➢ 既許可の申請書では、敷地内に貯蔵及び輸送する有毒化学物質の漏えいに伴い発生する有毒ガス、敷地外の固定施設及び可動施設からの有毒ガスを対象としており、予期せず有毒ガスを含めた発生源を考慮している。</li> <li>➢ 既許可の申請書では、火災の二次的影響によるばい煙及び有毒ガス並びに降下火砕物を対象としている。</li> <li>➢ 以上のことから、新たに対象とすべき発生源はないことを確認した。</li> </ul> <p>・防護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 影響評価ガイドの防護対象者は、①制御室にとどまる運転員（設計基準）/実施組織要員（重大事故）、②緊急時対策所にとどまる要員、③屋外で重大事故等対処を実施する要員とし、重大事故では①～③が対象となる。</li> <li>➢ 技術的能力 1.13 では、②について考慮している。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ①については技術的能力 1.11、③については技術的能力 1.0 及び技術的能力 1.1～1.14（1.11 及び 1.13 を除く）の個別手順にて考慮している。</li> </ul> </li> <li>➢ よって重大事故時には、①～③を考慮していることから、既許可の対応で妥当であることを確認した。</li> </ul> <p>・検知手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 影響評価ガイドでは、有毒ガスの発生源に応じた検出装置及び人による認知や異常の確認を挙げてい</li> </ul>	<p>技術的能力 1.11 に係る既許可の申請書及び整理資料を確認した結果、既許可の対応で妥当であることを確認した。</p> <p>追加要求事項に対する対応が必要な事項、及び記載の適正化・明確化が必要な事項について、整理資料へ反映するものはない。</p> <p>&lt;追加要求事項への対応&gt; なし</p> <p>&lt;記載の適正化・明確化&gt; なし</p>

有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表（技術的能力 1.13）

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項								
<p>1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">対応手段等</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">居住性を確保するための措置</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">緊急時対策所立ち上げの手順</td> <td style="width: 70%;"> <p>緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順</p> <p>外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋電源設備より受電したのち、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機が自動起動するため、緊急時対策建屋換気設備の起動確認の手順に着手する。</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合は、居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備の再循環モード又は緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧へ切り替える。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。</p> <p>また、降灰を確認したのちに必要に応じて除灰作業を実施し、<b>緊急時対策建屋換気設備に影響を及ぼすおそれがある場合は、再循環モードに切り替える。</b></p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順</td> <td> <p>重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度を測定する手順に着手する。</p> </td> </tr> </table>	対応手段等	居住性を確保するための措置	緊急時対策所立ち上げの手順	<p>緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順</p> <p>外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋電源設備より受電したのち、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機が自動起動するため、緊急時対策建屋換気設備の起動確認の手順に着手する。</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合は、居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備の再循環モード又は緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧へ切り替える。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。</p> <p>また、降灰を確認したのちに必要に応じて除灰作業を実施し、<b>緊急時対策建屋換気設備に影響を及ぼすおそれがある場合は、再循環モードに切り替える。</b></p>			緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順	<p>重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度を測定する手順に着手する。</p>	<p>✓ 技術的能力 1.0 整理資料 補足説明資料 1.0-2 第2-5表に記載している資機材</p> <p>➤ 再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備（所内通信連絡設備、所外通信連絡設備、代替通信連絡設備）により通信連絡を行うための手順の整備</p> <p>➤ 降灰予報</p> <p>● 防護対策（緊急時対策所）</p> <p>➤ 緊急時対策所建屋換気設備による再循環運転に係る手順の整備</p> <p>✓ 申請書本文第6表及び添付書類八第5-2表にて、換気設備の隔離に係る操作の成立性を確認した。</p>	<p>る。</p> <p>➤ 既許可の申請書では、万一敷地内の固定施設からの漏えいがあった場合、アクセスルートの確認を行う者から通信連絡を受けることにより検知することができる。</p> <p>➤ 既許可の申請書では、敷地内の可動施設からの有毒ガスの発生について、敷地内の可動施設の立会人からの通信連絡設備を用いた連絡により、緊急時対策所にて検知可能である。</p> <p>➤ 既許可の申請書では、敷地外の固定施設からの有毒ガスの発生について、外部機関等からの通信連絡設備を用いた連絡により、緊急時対策所にて検知可能である。</p> <p>➤ 既許可の申請書では、試薬建屋へ運搬する化学物質の漏えいや火災により発生する窒素酸化物については、可搬型重大事故等対処設備及び資機材として配備する可搬型窒素酸化物濃度計により検知可能である。</p> <p>➤ 既許可の申請書では、臭気等の異常を検知した者からの通信連絡設備を用いた連絡や、再処理施設の外の状況を把握するための監視カメラ及び公的機関からの降灰予報等の気象情報を入手できる設備により、予期せず発生する有毒ガスや火災、火山の影響を含め、有毒ガスの発生を検知することが可能である。</p> <p>➤ 以上のことから、新たに設置又は定めるべき検知手段はないことを確認した。</p> <p>● 防護対策（緊急時対策所）</p> <p>➤ 影響評価ガイドに例示されている防護措置は、換気空調設備の隔離、制御室の正圧化、空気呼吸器の配備、敷地内の有毒化学物質の中和等の措置等である。</p> <p>➤ 既許可の申請書では、重大事故等対策の現場作業を実施する要員について、以下の対策を取ることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急時対策所建屋換気設備による再循環運転に係る手順の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 影響評価ガイドの「換気空調設備の隔離（外</li> </ul> </li> </ul>	
対応手段等	居住性を確保するための措置	緊急時対策所立ち上げの手順	<p>緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順</p> <p>外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋電源設備より受電したのち、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機が自動起動するため、緊急時対策建屋換気設備の起動確認の手順に着手する。</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合は、居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備の再循環モード又は緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧へ切り替える。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。</p> <p>また、降灰を確認したのちに必要に応じて除灰作業を実施し、<b>緊急時対策建屋換気設備に影響を及ぼすおそれがある場合は、再循環モードに切り替える。</b></p>								
		緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順	<p>重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度を測定する手順に着手する。</p>								



1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項				
<p>1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">対応手段等</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">居住性を確保するための措置</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</td> <td style="width: 70%;"> <p>緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切替手順</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、窒素化合物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順に着手する。</p> <p>緊急時対策建屋加压ユニットによる加压手順</p> <p>再循環モードにおいて、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加压ユニットによる加压を行う手順に着手する。</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に、下降に転じ、さらに安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下した場合は、緊急時対策建屋加压ユニットによる加压から外気取入加压モードへ切り替える手順に着手する。</p> </td> </tr> </table>	対応手段等	居住性を確保するための措置	重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	<p>緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切替手順</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、窒素化合物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順に着手する。</p> <p>緊急時対策建屋加压ユニットによる加压手順</p> <p>再循環モードにおいて、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加压ユニットによる加压を行う手順に着手する。</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に、下降に転じ、さらに安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下した場合は、緊急時対策建屋加压ユニットによる加压から外気取入加压モードへ切り替える手順に着手する。</p>		<p>3. 影響評価ガイドに基づく確認</p> <p>気連絡の遮断及び酸欠防止等のための外気取入れの再開」に該当する防護対策を講じている。</p> <p>✓ 予期せず発生する有毒ガスを含む有毒ガスに対し、上記の方法により防護可能であることは、技術的能力 1.0 整理資料 補足説明資料 1.0-6 参照</p> <p>➤ 以上のことから、制御室の要員に対しては、影響評価ガイドと比較して新たに対応すべき防護対策はないことを確認した。</p>	<p>4. 整理資料への反映事項</p>
対応手段等	居住性を確保するための措置	重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	<p>緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切替手順</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、窒素化合物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順に着手する。</p> <p>緊急時対策建屋加压ユニットによる加压手順</p> <p>再循環モードにおいて、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加压ユニットによる加压を行う手順に着手する。</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に、下降に転じ、さらに安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下した場合は、緊急時対策建屋加压ユニットによる加压から外気取入加压モードへ切り替える手順に着手する。</p>				

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="67 140 129 767" rowspan="2">                     1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（必要な指示及び通信連絡）                       対応手段等                 </td> <td data-bbox="129 140 237 475">                     重大事故等に対処するための                      対策の検討に必要な資料の整備                 </td> <td data-bbox="237 140 645 475">                     重大事故等に対処するための                      重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 475 237 767">                     通信連絡に関する手順等                 </td> <td data-bbox="237 475 645 767">                     重大事故等時において、通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、国、原子力規制委員会、青森県、六ヶ所村等の再処理施設の内外の通信連絡を要する必要がある場所と通信連絡を行う手順に着手する。                 </td> </tr> </table>	1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（必要な指示及び通信連絡）  対応手段等	重大事故等に対処するための 対策の検討に必要な資料の整備	重大事故等に対処するための 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。	通信連絡に関する手順等	重大事故等時において、通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、国、原子力規制委員会、青森県、六ヶ所村等の再処理施設の内外の通信連絡を要する必要がある場所と通信連絡を行う手順に着手する。			
1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（必要な指示及び通信連絡）  対応手段等		重大事故等に対処するための 対策の検討に必要な資料の整備	重大事故等に対処するための 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。					
	通信連絡に関する手順等	重大事故等時において、通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、国、原子力規制委員会、青森県、六ヶ所村等の再処理施設の内外の通信連絡を要する必要がある場所と通信連絡を行う手順に着手する。						

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項									
<p>1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="107 159 152 363" rowspan="4">配 慮 す べ き 事 項</td> <td data-bbox="152 159 230 363">作業性</td> <td data-bbox="230 159 616 363"> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>重大事故等の対処時においては、中央制御室との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 363 230 528">電源確保</td> <td data-bbox="230 363 616 528"> <p>全交流動力電源喪失時は、緊急時対策建屋用発電機を用いて緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>また、緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機を用いて、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置へ給電する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 528 230 671">燃料給油</td> <td data-bbox="230 528 616 671"> <p>緊急時対策建屋用発電機の燃料は、緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の重油貯槽より補給する。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機の配慮すべき事項は、第5表（10/15）「電源の確保に関する手順等」の燃料給油と同様である。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 671 230 868">放射線防護</td> <td data-bbox="230 671 616 868"> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。</p> <p>さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p> </td> </tr> </table>	配 慮 す べ き 事 項	作業性	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>重大事故等の対処時においては、中央制御室との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>	電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、緊急時対策建屋用発電機を用いて緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>また、緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機を用いて、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置へ給電する。</p>	燃料給油	<p>緊急時対策建屋用発電機の燃料は、緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の重油貯槽より補給する。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機の配慮すべき事項は、第5表（10/15）「電源の確保に関する手順等」の燃料給油と同様である。</p>	放射線防護	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。</p> <p>さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>			
配 慮 す べ き 事 項		作業性	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>重大事故等の対処時においては、中央制御室との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>									
		電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、緊急時対策建屋用発電機を用いて緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>また、緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機を用いて、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置へ給電する。</p>									
		燃料給油	<p>緊急時対策建屋用発電機の燃料は、緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の重油貯槽より補給する。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機の配慮すべき事項は、第5表（10/15）「電源の確保に関する手順等」の燃料給油と同様である。</p>									
	放射線防護	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。</p> <p>さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>										

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項
<p>【添付書類八 第5-1表 重大事故等対処における手順の概要（14/15）】（P8-5-111）</p> <p>1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p><b>【居住性を確保するための措置】</b>                      重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段として、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備、緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する手順を整備する。</p> <p><b>【重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置】</b>                      重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備により、必要なパラメータを監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う手順を整備する。                      また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に整備する。</p> <p><b>【必要な数の要員の収容に係る措置】</b>                      重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備により、再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。                      外部電源喪失時は、緊急時対策建屋電源設備からの給電により、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備を使用する。                      緊急時対策所には、非常時対策組織本部、支援組織及び実施組織の要員並びに全社対策組織の一部の要員として最大360人を収容できる。                      なお、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出する場合において、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員は約50人である。                      また、要員の収容が適切に行えるようにトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な資機材を整備し、通常時から維持、管理する。</p> <p><b>【緊急時対策建屋電源設備からの給電措置】</b>                      重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために、代替電源設備からの給電について手順を整備する。                      緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高圧系統の6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統の460V緊急時対策建屋用母線により、緊急時対策所の必要な負荷に給電していることを確認する手順に着手する。</p> </div>			

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項								
<p>1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">対応手段等</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">居住性を確保するための措置</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">緊急時対策所立ち上げの手順</td> <td style="width: 70%;"> <p>緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順</p> <p>外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋電源設備より受電したのち、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機が自動起動するため、緊急時対策建屋換気設備の起動確認の手順に着手する。</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合は、居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備の再循環モード又は緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧へ切り替える。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。</p> <p>また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、<b>緊急時対策建屋換気設備に影響を及ぼすおそれがある場合は、再循環モードに切り替える。</b></p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順</td> <td> <p>重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び<b>窒素酸化物濃度を測定する手順に着手する。</b></p> </td> </tr> </table>	対応手段等	居住性を確保するための措置	緊急時対策所立ち上げの手順	<p>緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順</p> <p>外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋電源設備より受電したのち、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機が自動起動するため、緊急時対策建屋換気設備の起動確認の手順に着手する。</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合は、居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備の再循環モード又は緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧へ切り替える。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。</p> <p>また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、<b>緊急時対策建屋換気設備に影響を及ぼすおそれがある場合は、再循環モードに切り替える。</b></p>			緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順	<p>重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び<b>窒素酸化物濃度を測定する手順に着手する。</b></p>			
対応手段等	居住性を確保するための措置	緊急時対策所立ち上げの手順	<p>緊急時対策建屋換気設備の起動確認手順</p> <p>外部電源が喪失した場合は、緊急時対策建屋電源設備より受電したのち、緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機が自動起動するため、緊急時対策建屋換気設備の起動確認の手順に着手する。</p> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合は、居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備の再循環モード又は緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧へ切り替える。</p> <p>火山の影響により、降灰予報（「やや多量」以上）を確認した場合は、事前の対応作業として、除灰作業の準備を実施する。</p> <p>また、降灰を確認したのち必要に応じて除灰作業を実施し、<b>緊急時対策建屋換気設備に影響を及ぼすおそれがある場合は、再循環モードに切り替える。</b></p>								
		緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定手順	<p>重大事故等の発生に伴い緊急時対策所の使用を開始した場合は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び<b>窒素酸化物濃度を測定する手順に着手する。</b></p>								

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項								
<p>1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">対応手段等</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">居住性を確保するための措置</td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</td> <td style="width: 65%;"> <p>再循環モード切替手順 緊急時対策建屋換気設備の</p> <p>緊急時対策所の居住性等に関する手順等 重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、<b>窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順に着手する。</b></p> <p>による加圧手順 緊急時対策建屋加圧ユニット</p> <p>から外気取入加圧モードへの切替手順 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td> <p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、<b>窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順に着手する。</b></p> <p>再循環モードにおいて、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を行う手順に着手する。</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に、下降に転じ、さらに安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下した場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへ切り替える手順に着手する。</p> </td> </tr> </table>	対応手段等	居住性を確保するための措置	重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	<p>再循環モード切替手順 緊急時対策建屋換気設備の</p> <p>緊急時対策所の居住性等に関する手順等 重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、<b>窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順に着手する。</b></p> <p>による加圧手順 緊急時対策建屋加圧ユニット</p> <p>から外気取入加圧モードへの切替手順 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧</p>				<p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、<b>窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順に着手する。</b></p> <p>再循環モードにおいて、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を行う手順に着手する。</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に、下降に転じ、さらに安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下した場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへ切り替える手順に着手する。</p>			
対応手段等	居住性を確保するための措置	重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	<p>再循環モード切替手順 緊急時対策建屋換気設備の</p> <p>緊急時対策所の居住性等に関する手順等 重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、<b>窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順に着手する。</b></p> <p>による加圧手順 緊急時対策建屋加圧ユニット</p> <p>から外気取入加圧モードへの切替手順 緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧</p>								
			<p>重大事故等の発生に伴い建屋外への放射性物質の放出を確認した場合、<b>窒素酸化物の発生により緊急時対策所の居住性に影響を及ぼすと判断した場合又は火山の影響による降灰により緊急時対策建屋換気設備の運転に影響を及ぼすおそれがある場合に、緊急時対策建屋換気設備を再循環モードへ切り替える手順に着手する。</b></p> <p>再循環モードにおいて、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合で、酸素濃度の低下、二酸化炭素濃度の上昇、対策本部室の差圧の低下又は線量当量率の上昇により居住性の確保ができなくなるおそれがある場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧を行う手順に着手する。</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備等の指示値が上昇した後に、下降に転じ、さらに安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質濃度が十分低下した場合は、緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへ切り替える手順に着手する。</p>								

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項					
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="67 140 645 167">1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（必要な指示及び通信連絡）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="67 167 179 774" rowspan="2">                     対応手段等                      重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置                 </td> <td data-bbox="179 167 645 478">                     重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備                      重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を整備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="179 478 645 774">                     通信連絡に関する手順等                      重大事故等時において、通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、国、原子力規制委員会、青森県、六ヶ所村等の再処理施設の内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行う手順に着手する。                 </td> </tr> </table>	1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（必要な指示及び通信連絡）		対応手段等 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を整備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。	通信連絡に関する手順等 重大事故等時において、通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、国、原子力規制委員会、青森県、六ヶ所村等の再処理施設の内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行う手順に着手する。			
1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（必要な指示及び通信連絡）								
対応手段等 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する措置	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を整備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。							
	通信連絡に関する手順等 重大事故等時において、通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、国、原子力規制委員会、青森県、六ヶ所村等の再処理施設の内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行う手順に着手する。							

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項									
<p>1.13 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="91 164 136 379" rowspan="4">配 慮 す べ き 事 項</td> <td data-bbox="136 164 219 379">作業性</td> <td data-bbox="219 164 616 379"> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>重大事故等の対処時においては、中央制御室との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 379 219 544">電源確保</td> <td data-bbox="219 379 616 544"> <p>全交流動力電源喪失時は、緊急時対策建屋用発電機を用いて緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>また、緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機を用いて、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置へ給電する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 544 219 695">燃料給油</td> <td data-bbox="219 544 616 695"> <p>緊急時対策建屋用発電機の燃料は、緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の重油貯槽より補給する。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機の配慮すべき事項は、第5-1表（10/15）「電源の確保に関する手順等」の燃料給油と同様である。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 695 219 898">放射線防護 放射線管理</td> <td data-bbox="219 695 616 898"> <p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。</p> <p>さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p> </td> </tr> </table>	配 慮 す べ き 事 項	作業性	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>重大事故等の対処時においては、中央制御室との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>	電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、緊急時対策建屋用発電機を用いて緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>また、緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機を用いて、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置へ給電する。</p>	燃料給油	<p>緊急時対策建屋用発電機の燃料は、緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の重油貯槽より補給する。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機の配慮すべき事項は、第5-1表（10/15）「電源の確保に関する手順等」の燃料給油と同様である。</p>	放射線防護 放射線管理	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。</p> <p>さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>			
配 慮 す べ き 事 項		作業性	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>重大事故等の対処時においては、中央制御室との連絡手段を確保する。夜間及び停電時においては、確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p>									
		電源確保	<p>全交流動力電源喪失時は、緊急時対策建屋用発電機を用いて緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋情報把握設備及び通信連絡設備へ給電する。</p> <p>また、緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機を用いて、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置へ給電する。</p>									
		燃料給油	<p>緊急時対策建屋用発電機の燃料は、緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の重油貯槽より補給する。</p> <p>可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機の配慮すべき事項は、第5-1表（10/15）「電源の確保に関する手順等」の燃料給油と同様である。</p>									
	放射線防護 放射線管理	<p>重大事故等の対処においては、通常の安全対策に加えて、放射線環境や作業環境に応じた防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用することとする。</p> <p>線量管理については、個人線量計を着用し、1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理する。</p> <p>さらに、支援組織要員の作業場所への移動及び作業においては、作業場所の線量率の把握及び状況に応じた対応を行うことにより、支援組織要員の被ばく線量を可能な限り低減する。</p>										



1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項																																																																																
<p>【本文 第6表 重大事故等対策における操作の成立性（13/14）】（P963）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順等</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> <th>制限時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">緊急時対策所の 稼働性等に関する 手順等</td> <td>緊急時対策建屋換気設備の起動確認</td> <td>本部長 非常時対策組織の要員</td> <td>1人 2人</td> <td>5分 以内</td> <td>11時間</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び重要酸化物質濃度の測定</td> <td>本部長 非常時対策組織の要員</td> <td>1人 2人</td> <td>10分 以内</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）の測定</td> <td>本部長 非常時対策組織の要員</td> <td>1人 2人</td> <td>10分 以内</td> <td>11時間</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）の測定</td> <td>実施責任者 放射線対応班長 建屋外対応班長 放射線対応班の班員 建屋外対応班の班員</td> <td>1人 1人 1人 2人 3人</td> <td>1時間 以内</td> <td>11時間</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋換気設備の再稼働（※1）の切り替え</td> <td>本部長 非常時対策組織の要員</td> <td>1人 2人</td> <td>1時間40分 以内</td> <td>11時間</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧</td> <td>本部長 非常時対策組織の要員</td> <td>1人 2人</td> <td>45分 以内</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切り替え</td> <td>本部長 非常時対策組織の要員</td> <td>1人 2人</td> <td>2時間30分 以内</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視</td> <td>本部長 非常時対策組織の要員</td> <td>1人 2人</td> <td>5分 以内</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備</td> <td colspan="5">重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</td> </tr> <tr> <td>放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材の維持管理</td> <td colspan="5">7日間外部からの支援がなくても、非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画において使用する出入管理区画用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、放射線管理用資機材、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>出入管理区画の設置及び運用</td> <td>本部長 非常時対策組織の要員</td> <td>1人 3人</td> <td>1時間 以内</td> <td>11時間</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋換気設備の切り替え</td> <td>本部長 非常時対策組織の要員</td> <td>1人 2人</td> <td>1時間 以内</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>飲料水、食料等の維持管理</td> <td colspan="5">重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合には飲料水、食料等の支給を適切に運用する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋用発電機による給電</td> <td>本部長 非常時対策組織の要員</td> <td>1人 2人</td> <td>5分 以内</td> <td>※1</td> </tr> </tbody> </table>	手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間	緊急時対策所の 稼働性等に関する 手順等	緊急時対策建屋換気設備の起動確認	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	5分 以内	11時間	緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び重要酸化物質濃度の測定	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	10分 以内	24時間	緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）の測定	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	10分 以内	11時間	緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）の測定	実施責任者 放射線対応班長 建屋外対応班長 放射線対応班の班員 建屋外対応班の班員	1人 1人 1人 2人 3人	1時間 以内	11時間	緊急時対策建屋換気設備の再稼働（※1）の切り替え	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	1時間40分 以内	11時間	緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	45分 以内	※2	緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切り替え	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	2時間30分 以内	※2	緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	5分 以内	※2	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。					放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材の維持管理	7日間外部からの支援がなくても、非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画において使用する出入管理区画用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、放射線管理用資機材、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う。					出入管理区画の設置及び運用	本部長 非常時対策組織の要員	1人 3人	1時間 以内	11時間	緊急時対策建屋換気設備の切り替え	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	1時間 以内	※2	飲料水、食料等の維持管理	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合には飲料水、食料等の支給を適切に運用する。					緊急時対策建屋用発電機による給電	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	5分 以内	※1			
手順等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間																																																																														
緊急時対策所の 稼働性等に関する 手順等	緊急時対策建屋換気設備の起動確認	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	5分 以内	11時間																																																																														
	緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び重要酸化物質濃度の測定	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	10分 以内	24時間																																																																														
	緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）の測定	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	10分 以内	11時間																																																																														
	緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）の測定	実施責任者 放射線対応班長 建屋外対応班長 放射線対応班の班員 建屋外対応班の班員	1人 1人 1人 2人 3人	1時間 以内	11時間																																																																														
	緊急時対策建屋換気設備の再稼働（※1）の切り替え	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	1時間40分 以内	11時間																																																																														
	緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	45分 以内	※2																																																																														
	緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切り替え	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	2時間30分 以内	※2																																																																														
	緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	5分 以内	※2																																																																														
	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。																																																																																	
	放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材の維持管理	7日間外部からの支援がなくても、非常時対策組織の要員が使用するのに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画において使用する出入管理区画用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、放射線管理用資機材、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う。																																																																																	
	出入管理区画の設置及び運用	本部長 非常時対策組織の要員	1人 3人	1時間 以内	11時間																																																																														
	緊急時対策建屋換気設備の切り替え	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	1時間 以内	※2																																																																														
	飲料水、食料等の維持管理	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合には飲料水、食料等の支給を適切に運用する。																																																																																	
	緊急時対策建屋用発電機による給電	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	5分 以内	※1																																																																														

1. 事業指定申請書（既許可）	2. 既許可の対応	3. 影響評価ガイドに基づく確認	4. 整理資料への反映事項																																																																																																
<p>【添付書類八 第5-2表 重大事故等対策における操作の成立性（13/14）】（P8-5-161）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手続等</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> <th>制限時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">緊急時対策所の居住性等に関する手続等</td> <td>緊急時対策建屋換気設備の起動確認</td> <td>本部長 非常時対策組織の要員</td> <td>1人 2人</td> <td>5分以内</td> <td>11時間</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定</td> <td>本部長 非常時対策組織の要員</td> <td>1人 2人</td> <td>10分以内</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）の測定</td> <td>本部長 非常時対策組織の要員</td> <td>1人 2人</td> <td>10分以内</td> <td>11時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）の測定</td> <td>実施責任者</td> <td>1人</td> <td rowspan="4">1時間以内</td> <td rowspan="4">11時間</td> </tr> <tr> <td>放射線対応班長</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>建屋外対応班の要員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>建屋外対応班の要員</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切替操作</td> <td>本部長 非常時対策組織の要員</td> <td>1人 2人</td> <td>1時間40分以内</td> <td>11時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧</td> <td>本部長</td> <td>1人</td> <td>45分以内</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>非常時対策組織の要員</td> <td>2人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切り替え</td> <td>本部長</td> <td>1人</td> <td>2時間30分以内</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>非常時対策組織の要員</td> <td>2人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視</td> <td>本部長 非常時対策組織の要員</td> <td>1人 2人</td> <td>5分以内</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備</td> <td colspan="5">重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</td> </tr> <tr> <td>放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材の維持管理等</td> <td colspan="5">7日間外部からの支援がなくても非常時対策組織の要員が使用するに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画において使用する出入管理区画用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、放射線管理用資機材、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>出入管理区画の設置及び運用</td> <td>本部長 非常時対策組織の要員</td> <td>1人 3人</td> <td>1時間以内</td> <td>11時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策建屋換気設備の切り替え</td> <td>本部長</td> <td>1人</td> <td rowspan="2">1時間以内</td> <td rowspan="2">※2</td> </tr> <tr> <td>非常時対策組織の要員</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>飲料水、食料等の維持管理</td> <td colspan="5">重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合には飲料水、食料等の支給を適切に運用する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策建屋用発電機による給電</td> <td>本部長 非常時対策組織の要員</td> <td>1人 2人</td> <td>5分以内</td> <td>※1</td> </tr> </tbody> </table>	手続等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間	緊急時対策所の居住性等に関する手続等	緊急時対策建屋換気設備の起動確認	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	5分以内	11時間	緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	10分以内	24時間	緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）の測定	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	10分以内	11時間	緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）の測定	実施責任者	1人	1時間以内	11時間	放射線対応班長	1人	建屋外対応班の要員	2人	建屋外対応班の要員	3人	緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切替操作	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	1時間40分以内	11時間	緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧	本部長	1人	45分以内	※2	非常時対策組織の要員	2人			緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切り替え	本部長	1人	2時間30分以内	※2	非常時対策組織の要員	2人			緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	5分以内	※2	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。					放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材の維持管理等	7日間外部からの支援がなくても非常時対策組織の要員が使用するに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画において使用する出入管理区画用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、放射線管理用資機材、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う。					出入管理区画の設置及び運用	本部長 非常時対策組織の要員	1人 3人	1時間以内	11時間	緊急時対策建屋換気設備の切り替え	本部長	1人	1時間以内	※2	非常時対策組織の要員	2人	飲料水、食料等の維持管理	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合には飲料水、食料等の支給を適切に運用する。					緊急時対策建屋用発電機による給電	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	5分以内	※1			
手続等	対応手段	要員	要員数	想定時間	制限時間																																																																																														
緊急時対策所の居住性等に関する手続等	緊急時対策建屋換気設備の起動確認	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	5分以内	11時間																																																																																														
	緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度の測定	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	10分以内	24時間																																																																																														
	緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型屋内モニタリング設備）の測定	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	10分以内	11時間																																																																																														
	緊急時対策建屋放射線計測設備（可搬型環境モニタリング設備）の測定	実施責任者	1人	1時間以内	11時間																																																																																														
		放射線対応班長	1人																																																																																																
		建屋外対応班の要員	2人																																																																																																
		建屋外対応班の要員	3人																																																																																																
	緊急時対策建屋換気設備の再循環モード切替操作	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	1時間40分以内	11時間																																																																																														
	緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧	本部長	1人	45分以内	※2																																																																																														
		非常時対策組織の要員	2人																																																																																																
緊急時対策建屋加圧ユニットによる加圧から外気取入加圧モードへの切り替え	本部長	1人	2時間30分以内	※2																																																																																															
	非常時対策組織の要員	2人																																																																																																	
緊急時対策建屋情報把握設備によるパラメータの監視	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	5分以内	※2																																																																																															
重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策建屋に配備し、資料を更新した場合は資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。																																																																																																		
放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画用資機材の維持管理等	7日間外部からの支援がなくても非常時対策組織の要員が使用するに十分な数量の放射線管理用資機材（個人線量計及び防護具類）及び出入管理区画において使用する出入管理区画用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、放射線管理用資機材、出入管理区画用資機材の使用及び管理を適切に行い、十分な放射線管理を行う。																																																																																																		
出入管理区画の設置及び運用	本部長 非常時対策組織の要員	1人 3人	1時間以内	11時間																																																																																															
緊急時対策建屋換気設備の切り替え	本部長	1人	1時間以内	※2																																																																																															
	非常時対策組織の要員	2人																																																																																																	
飲料水、食料等の維持管理	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するために必要な飲料水、食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合には飲料水、食料等の支給を適切に運用する。																																																																																																		
緊急時対策建屋用発電機による給電	本部長 非常時対策組織の要員	1人 2人	5分以内	※1																																																																																															
<p>【添付書類八 添付1 12. b. (a) 居住性を確保するための措置】（P8-添1-1330）</p> <p>(a) 居住性を確保するための措置</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、<b>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等</b>の被ばく線量を7日間で100 mSvを超えないようにするために必要な対処手段として、緊急時対策建屋の遮蔽設備、<b>緊急時対策建屋換気設備</b>、<b>緊急時対策建屋環境測定設備</b>、緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、緊急時対策所内が重大事故等に対処するための活動に影響がない酸素濃度、二酸化炭素濃度及び<b>窒素酸化物濃度</b>の</p>																																																																																																			